

平成31年第 1 回定例会

(第 2 日)

平成31年 3 月 7 日

平成31年第1回平川市議会定例会議事日程（第2号） 平成31年3月7日（木）

第1 一般質問

本日の議会に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（19名）

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	工藤 貴弘	8	山田 忠利	15	工藤 竹雄
2	工藤 秀一	9	石田 昭弘	16	齋藤 政子
3	福士 稔	10	原田 淳	17	齋藤 律子
4	長内 秀樹	11	桑田 公憲	18	田中 友彦
5	—	12	大川 登	19	佐藤 雄
6	佐藤 保	13	小野 敬子	20	齋藤 英仁
7	佐藤 寛	14	葛西 清仁	—	—

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による出席者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 長	長 尾 忠 行	尾上総合支所長	長 谷 川 尚 道
副 市 長	古 川 洋 文	経 済 部 長	西 谷 司
教 育 長	柴 田 正 人	建 設 部 長	木 村 雅 博
選挙管理委員会委員長	内 山 久 人	礎ヶ関総合支所長 兼礎ヶ関診療所事務長	山 田 一 敏
農業委員会会長	柴 田 博 明	教育委員会事務局長	大 湯 幸 男
代表監査委員	鳴 海 和 正	平川診療所事務長	今 井 匡 己
総 務 部 長	齋 藤 久 世 志	会 計 管 理 者	鈴 木 浩
企画財政部長	須 藤 俊 弘	農業委員会事務局長	石 田 善 久
市民生活部長	白 戸 照 夫	選挙管理委員会事務局長	小 田 桐 啓 子
健康福祉部長	三 上 裕 樹	監査委員事務局長	三 上 庚 也

○出席事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事 務 局 長	相 馬 昌 幸	主 事	一 戸 岬
議 事 係 長	長 濱 貴 弘	—	—

午前10時00分 開議

○議長
(齋藤政子議員)

皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、議場内の議員、理事者並びに傍聴者の皆様に申し上げます。携帯電話、タブレット等をお持ちの方は、音の出ないような操作をお願いいたします。

傍聴席では、議事進行の妨げにならないように静粛をお願いいたします。

ただいまの出席議員は19名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

暑い方は、上着を脱いでも結構でございます。

一般質問の答弁のため、市長、副市長、教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員、各関係部長等の出席を求めました。

日程第1、一般質問に入ります。

一般質問の方法については、議会運営委員会において、一括質問方式と一問一答方式の選択制をとっています。どちらも質問席において行うこと

とし、質疑応答の時間はおおむね一時間以内とし、会議規則第56条の規定にかかわらず、質問の回数制限を設けておりません。

議員におかれましても、傍聴者や市民の方にわかりやすい質問を、また、理事者側においても、同様の答弁をお願いいたします。

次に、発言の許可についてですが、会議規則第50条の規定に基づき、議員は質問席に移動して最初の質問の際は、挙手の上、議席番号を教えてください。なお、次の質問からは、議席番号は省略して結構でございます。

また、特別職を除いた市職員は挙手の上、職名を告げて、議長の許可を得てから発言されますようお願いいたします。

それでは、一般質問を行います。お手元に配付しております一般質問通告一覧表のとおり、一般質問者は10名であります。

本日は、第1席から第6席までを予定しております。

第1席、10番、原田 淳議員の一般質問を行います。

原田 淳議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

原田 淳議員、質問席へ移動願います。

(原田 淳議員、質問席へ移動)

原田 淳議員の一般質問を許可します。

改めておはようございます。

ただいま議長より一般質問の許可を得ました、第1席、議席番号10番、新風の会の原田 淳です。

皆さんも知っていると思いますが、尾上地域の小学生を中心に活動しております尾上サッカークラブが、昨年東北大会で準優勝いたしました。すごいことだと思っております。これからも頑張っていただきたい。応援しています。

また、平成30年度平川市青少年健全育成市民大会が2月17日に開催されました。その中で、青少年の主張を中学2年生から高校2年生の生徒が8人発表いたしました。その内容は、交流事業から部活動、生徒会活動、地域の現状、いじめなどさまざまな主張があり、自分と重ね合わせて聞いておりました。私がこの年齢のときにこのようなことを考えていただろうかと考えさせられた時間でした。当市では、これからこの子供たちがいる限り安心だとも思いました。

それでは、通告に従いまして一般質問をしまいたします。よろしく願いをいたします。

1. 議員報酬の引き上げについて。議員報酬の引き上げについては市民の声を反映するために住民投票を、ということで質問をいたします。

昨年の9月26日に長尾市長より平川市特別職報酬等審議会が三役、市長、副市長、教育長の給料と市議会議員の報酬等の諮問を受け、3回にわたり協議を行いまして、去る1月17日にその協議の結果を市長に答申しております。

いずれにいたしましても、特別職報酬等審議会委員の皆さん大変御苦労

○議長

○10番

(原田 淳議員)

さまでした。私も審議会委員の皆さんの意見を尊重いたしたいと思っております。ただ、答申の全てに対しては賛成しかねます。

その答申の結果は、市長、副市長、教育長の給料及び市議会議員の報酬、給料について引き上げることが適当であるとの答申が出ました。

その金額及び上げ幅については新聞等で皆さんも御承知と思いますので、省略いたします。市三役につきましては、ことしの4月1日から給料を上げるということです。

また、市議会議員はことしの7月に改選がありますので、改選後、任期が新たに8月1日からとなることから議員報酬、給料は8月1日より引き上げることの答申が出ました。

私は、市三役の給料の引き上げについては審議会委員の意見に賛成いたします。ただ、市議会議員の報酬の引き上げにつきましては、審議会委員の皆さんから、このような意見が出ていたようです。「議員は一旦別として、三役については引き上げるべきだ。」と。また、「議員の報酬を一旦上げたらだめという話ではなく、一生懸命働いている議員がたくさんいればもっと金額はかけるべきだと思うが、現状を見たときにどうなのかという感じもしないわけではない。ただ、次回の改選で4人減るので、議員活動がより活発になると期待して報酬額を上げるのであれば、何ら問題はないと感じている。」と。このような意見からも議員報酬の引き上げについては、審議会委員の言わんとしていることをどのように表現していいのか私にはわかりませんが、何となく垣間見られるように感じられました。

それは議員は一旦別として。さらには一生懸命働いている議員がたくさんいればもっと金額を上げるべきで、現状を見たときにどうなのかと。このことが一般市民の本音、声なのだとは感じました。

このようなことから、議員報酬の引き上げについては、本当に一般市民の声が反映されているのかどうか、私は疑問に思っております。

私は、多くの市民の方々に「議員報酬の引き上げについて賛成ですか、反対ですか。」と聞いてみました。

その答えは、「何で今、議員の報酬、給料を上げなければならないのか。」と、「おかしい、反対だ。」と多くの方が言っております。

また、同じ会派の石田議員初め他議員の方も議員報酬の引き上げについて、多くの方に聞いてみたそうです。その結果は同様に、「議員報酬の引き上げについては反対です。」と言っている。

どうか議員報酬の引き上げについては、今一度市民の声を聞き、市民の声を反映させるべきと私は思っております。

そのために、市長、平川市議会の議員の議員報酬に関する住民投票条例案を提案し、議員報酬引き上げに対して住民投票を行っていただきたいと思っておりますが、市長の考え方をお聞かせください。

市長、答弁願います。

原田 淳議員の議員報酬引き上げについての御質問にお答えをいたしま

○議長

○市長

(長尾忠行)

す。三役の給料や議員報酬を改定する場合は、平川市特別職報酬等審議会条例に基づき、審議会を設置して意見を聞くものとしております。

審議会の委員は、市内の公共団体の代表者や、市内に住所を有する方々を含め、民間企業や金融機関の代表者などで構成されており、幅広い視点で検討していただいたものと思っております。

このことから、審議会で意見を聞き、給料や報酬についての妥当性を判断していくべきものと理解しており、住民投票を行うことは考えておりませんので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長

原田議員。

○10番

報酬審議会の意見を尊重したいということで、住民投票は考えていないというようなことでした。

(原田 淳議員)

市長も知っていると思いますが、名古屋市の河村市長さんは議員報酬の引き上げに対して賛否を問う住民投票条例案を提出いたしました。しかし、議員が自分たちの報酬を議員同士で決めたことから、住民投票条例案は議員により否決されたという経緯がございます。その後、名古屋市では議員報酬引き上げに反対リコール署名運動へと、そして議会が解散する事態となったと記憶しております。

長尾市長は就任以来、各町会で市民の声を直接聞くということで、まちづくり懇談会を開催しています。できる限り市民の声を行政に反映すると、すばらしいことだと私は思っております。そのようなことから、今一度議員報酬の引き上げについては、改めて市民の声を聞いてもらってもいいのではないかと思っております。

今、この議会を傍聴している市民の皆さんは、議員報酬の引き上げに対して賛成にしろ、反対にしろ、住民投票をするのが一番すっきりすると思われている方がたくさんいるのではないのでしょうか。

住民投票は、市民の声を直接聞く絶好の機会をつくることができ、最高の判断となることだと私は思いますが。

市長、住民投票が無理なのであれば、後先が逆になりますが、せめてパブリックコメントを実施してみてもはどうでしょうか。お願いします。

○議長

市長。

○市長

原田議員御指摘のように、市民の声を直接聞くというのは非常に大事なことであるというふうに思っています。ただ今回の場合は、市民を代表する審議会の委員の皆さんの声をお聞きし、その上で、今度は議会のほうの判断ということにもなっていくわけでありますので、その辺のところを御理解いただければというふうに思います。

(長尾忠行)

また、パブリックコメントにつきましては、市の基本的な政策の策定過程において公正性や透明性の向上を図るため、市民の積極的な市政への参画を促進し、協働のまちづくりの実現に資することを目的としております。

よって、パブリックコメントは、市の進むべき方向といった基本的な事項を定める場合において、より成熟した内容とするため行われるものであ

って、給料や報酬についての審議は、報酬等審議会の意見を聞いて判断していくべきものと思っております。以上です。

○議長
○10番
(原田 淳議員)

原田議員。

なかなか市民に直接、市民の声を聞くということは難しいようです。

私たち議員は議員定数削減について、議員同士で数多く協議を重ねてようやく次回の選挙から4人減の議員定数が16人となります。

審議会委員からは「次回の改選で4人減るので、議員活動がより活発になることを期待して報酬額を上げるのであれば、何ら問題はないと感じている。」というようなことが発言されたようです。期待して報酬を上げるのではなく、議員報酬と議員16人となってどれだけ市民のために仕事をしているのかを見ていただいて、その仕事の対価として、議員報酬、給料を決めていただきたいと思います。

このことから、改選後16人の議員が誕生して、少なくとも1年間は16人の議員活動状況を見てから議員報酬の引き上げ等の審議をするべきではないかと。期待して報酬を上げるのでは、市民は決して納得しません。その仕事、活動に対する対価が議員報酬、給料だと私は思っております。

幸いに、審議会からの答申では2年に1回程度は審議会を開催し、報酬等の妥当性を判断したいと言っているようです。

来年、少なくとも改選後、1年後に16人の議員活動状況を判断していただき、議員報酬について改めて審議していただければ、その結果がどうあれ、市民は納得するのではないのでしょうか。

そのようなことから、市長、議案第21号平川市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を取り下げる考えはないかどうかお聞きいたします。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長。

先ほども申し上げましたが、平川市特別職報酬等審議会において、3回にわたり審議していただいた上での結果でありますので、私としてはこの答申を尊重し、今回の条例改正案を提案したところであります。

ただ、先ほど議員から御指摘ありましたように、審議会からの意見でありますけど「2年に1回程度開催し、市の財政状況や経済情勢の動向を考慮しながら、特別職の報酬等の妥当性を判断することが望ましい。」という附帯意見をいただきました。

平成18年度に審議して以来、今まで実施してこなかったことも踏まえての附帯意見であり、一度審議して終わるというのではなく、その時々々の情勢を考慮しながら現在の報酬額が適正なのかを判断していく必要があると考えておりますので、御理解をいただきたくお願いをいたします。この条例案を取り下げるということはありません。

○議長
○10番
(原田 淳議員)

原田議員。

平行線だと思っております。

市長、議案第21号平川市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例

の一部を改正する条例案に対して、私たちには3つの対抗する方法があると思っております。もし間違っていたならば訂正いたします。

まず1点目として、地方自治法第74条において投票資格者の総数、つまり有権者です。その50分の1以上の者の署名をもって地方公共団体の長に対して、市長に対して住民投票の請求ができると思っております。当市においては、昨年の12月3日現在で有権者数は2万7,099人だそうです。その50分の1、541人以上の署名により、市長に住民投票の請求ができます。この場合、市長が意見をつけて市議会に付議し、出席議員の半数の賛成による議決が必要となります。

2点目として、地方自治法第112条第1項及び第2項の規定により、議員定数の12分の1以上の賛成、つまり当市においては2人以上の議員の賛成者があれば、議員提出議案として住民投票条例案の提出ができると思っております。

最後の3点目として、名古屋市のように議員報酬引き上げに反対署名運動を実施することができます。これは有権者の3分の1以上の署名が必要です。

この3点が対抗措置として、私たちに与えられた権利ではないかと思っております。先ほども言いましたが、間違っていたならば訂正いたします。しかし、余りこのような行為はしたくありません。

市長、議員報酬引き上げについては、今一度市民の声を直接聞いてからでも、遅くはないのではないのでしょうか。確かに報酬審議会の意見を尊重するべきではありますが、一般市民の声が届いているのかどうか疑問に感じています。この件につきましては、これで終わります。

次に、2. 手話言語条例の制定についてでございます。

平成31年度の新規事業として手話奉仕員養成事業29万4,000円、大きな予算額ではございませんが来年度に計上されております。予算特別委員会において聞けばいいのでしょうかけれども、手話言語条例の制定について質問をしておりますので、あえてお聞きいたします。簡単に、その事業内容を教えてください。また、当市の市役所内において現在、手話ができる職員は何人いるのでしょうか。お願いします。

○議長

市長、答弁願います。

○市長

御質問の手話言語条例の制定についての御質問にお答えをいたします。

(長尾忠行)

手話奉仕員の養成講座は、聴覚障がいのある方との交流活動の促進等を目的とし、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成、研修する事業で、障がい者総合支援法に基づき各市町村が実施する地域生活支援事業の必須事業の一つであります。

当市においては、今まで実施しておりませんでした。来年度から黒石市との共催により実施する方向で協議を進めております。内容については、手話を初めて学ぶ方を対象とした入門編と、入門編を修了した方を対象とした基礎編で構成され、全53講座、約80時間の講座を予定しています。対

象は、手話に関心のある市民の方であれば、どなたでも参加できます。この講座を修了した方は、本人の承諾を得た上で、手話奉仕員として登録をしていただき、聴覚障がいのある方との交流活動等に参加していただくことができます。なお、手話ができる職員は現在は一人であります。ぜひ、多くの方々に御参加いただきたいと思います。

○議長
○10番
(原田 淳議員)

原田議員。

黒石市と一緒に共催して行くと。約80時間ですか。一般市民が対象の講座だということのようです。ぜひやっていただきたいと思います。できることであれば市職員の新入職員、あるいはまた窓口職員等への講座もまた考えていただければいいのかなと思っております。

それから、手話ができる職員は一人いるようです。私も一人いると聞いています。そして、ことし3月で退職するというのを聞いています。再任用は希望されていないようです。できれば平川市民のために、もう少し頑張ってもらえればなど、そのようなことも思っております。

黒石市では、平成28年9月16日に黒石市手話言語条例が可決されました。また、弘前市でも平成30年3月16日に弘前市手話言語条例を可決しております。県内各自治体において、手話言語条例の制定に向けた動きが見られるようです。

当市においても、市民一人一人が手話は言語であることを理解していただき、手話を必要とする方々が安心して暮らすことができる平川市を目指すために、当市においてもぜひ、手話言語条例を制定していただきたいと思います。市の考え方をお聞かせください。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長。

手話言語条例制定についての御質問、再質問でありますけれど、議員御指摘のとおり、全国また県内において手話言語条例制定の機運が高まっており、昨年10月に手話言語フォーラム in あおもりが青森市で開催されています。

残念ながら当市は、手話サークルやろうあ協会などの団体、聾学校などもないため、黒石市や弘前市のように手話が身近な環境にありませんでした。しかし、手話を理解し学ぶことは、地域差なく安心してコミュニケーションができる環境が整い、手話を必要とする方だけでなく、全ての人が安心して暮らせるまちづくりへとつながるものであると考えております。

条例制定の必要性については認識しておりますので、当市の手話言語条例制定に向けて、市内の聴覚障がい者や県ろうあ協会などと意見交換を行い、前向きに取り組んでまいりたいと考えています。

○議長
○10番
(原田 淳議員)

原田議員。

手話言語条例制定に向けて前向きに考えていくということのようです。ぜひ前向きに考えて、早い機会に言語条例を制定していただきたいと思います。

この間、3月3日なんですけども、黒石市ではみみの日ふれあい手話デ

一と称し、手話劇、手話コーラス、ミニ手話講座やゲームなどが開催されております。県内で初めて手話言語条例を制定した黒石市ではみみの日ふれあい手話デーが開催され、ことしで26回目となります。私もこの間ちょっと行って来たんですけれど、40人から50人くらいいました。黒石市の市長も来てました。耳の日をきっかけに、一般市民の方々と聴覚障がい者がコミュニケーションを取り合い、手話のことを正しく理解してもらおうということが目的なようです。

当市でも早い機会に条例が制定されることを希望いたしまして、この件につきましてはこれで終わります。

次に、3. 入札、一般競争入札について。

さるか荘の大規模改修工事については、一般競争入札によりA建設会社が落札いたしました。さるか荘の改修工事は、いろいろなことが出てきたのが今年の9月ごろだったと思っております。議員に対し担当課から現場での説明など数回にわたりありました。

しかし、さるか荘の改修工事においては、私たち素人でもわかるような作業を行っていなかったということではないかと思っております。古いクロスを剥いだ後に、床についているのりを剥ぐ作業をしないで、その床に新しいクロスを貼るという作業をしていたと。当然、クロスの中に空気が入り、クロスが浮き上がってくることは私たち素人でもわかります。さらに驚くことは、当市においてはA建設会社のランクづけは建築分野で最高のA級のようなようです。いずれにいたしましても、ようやくA建設会社がさるか荘での再改修工事の費用を負担し、問題箇所を暖かくなってから再改修することで解決したようです。さるか荘の改修工事につきましては、一件落着いたしましてよかったと思っております。

さてこの間、今年の9月からことしの1月までの間にさるか荘の大規模改修工事について、審査会などが開催されたのかどうかお聞かせください。

市長、答弁願います。

さるか荘に関する落札業者に対する参加資格に関する審査会などは開催されたのか、という御質問にお答えをいたします。

まず、公共工事においてふぐあい等が生じた場合、速やかな原因究明とその責任の所在を明確にし、事案に応じて発注者または受注者が適切に対応することが重要であります。

今回のさるか荘の件につきましては、議員の皆様にも御説明申し上げておりますように、受注者側の負担により補修を行うことにしております。

議員御質問の入札参加資格に関する審査会に当たるものとしては、平川市建設業者選定規程に定める建設業者指名審査会と、平川市建設業者工事施行能力審査規則に定める建設業者等等級審議会がございます。

さるか荘の事案につきましては、これらに付すべき事由に該当しませんでしたので、議員御指摘のような審査会などは開催していなかったものであります。以上です。

- 議長
- 市長
(長尾忠行)

○議長
○10番
(原田 淳議員)

原田議員。

審査会は開催されていないということのようです。私たち議員に対しても、何回も時間をとらせた工事。やはり審査会などを設けて、業者に対して指示をするなり、いろいろと指導するべきでなかったかなと思っております。

さて、ひらかわ市民の森のトイレ改修工事も一般競争入札です。ひらかわ市民の森のポットン式トイレは危険であること、悪臭や病害虫の発生の原因となることから、一日も早い機会に水洗トイレに改修していただきたいと20番議員の齋藤英仁議員を初め、お願いしてまいりました。早々にトイレの改修工事は行われるようでした、まことにありがとうございます。

さて、ことしの1月25日にひらかわ市民の森トイレ改修工事の一般競争入札が、5社が参加して入札したようです。予定価格は1,539万円。落札者は、さるか荘の大規模改修工事を行ったA建設会社が落札いたしました。平川市条件付き一般競争入札実施要領第7条においては、入札参加資格審査申請書を市長に提出しなければならないとあります。ひらかわ市民の森トイレ改修工事の申請書を、1月11日までには提出していたと思っております。

市長、A建設会社の申請書を見て、そして市長は決裁したと思います。このときにどう思いましたか。また、第8条において、入札参加資格の審査とあります。市長は申請書を受理したときは入札参加資格の有無を審査するとありますが、その審査方法について教えてください。お願いします。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長。

ひらかわ市民の森トイレ改修工事の入札参加申請書につきましては、他の入札案件と同様に、管財課から入札参加資格の審査結果の報告にあわせ、申請書類についても決裁権者であります私が確認をした上で、入札参加者を決定しております。

その際、少し問題があると思わなかったかとの御質問がございましたが、さるか荘の事案は、議員御承知のとおり、問題解決のための協議が整っていたことから入札参加資格に影響を及ぼすものではございません。

なお、入札参加資格に関する具体的な審査方法、内容につきましては、総務部長より答弁させます。

○議長
○総務部長
(齋藤久世志)

総務部長。

入札参加資格の審査についてでございますが、先ほど市長答弁の中でも触れておりましたが、入札担当課である管財課において、入札条件を満たしているか形式的な審査を行っております。

審査内容は、提出書類に不備がないかどうか、また入札に参加できない者に該当しないかなど、平川市条件付き一般競争入札実施要領に規定する11項目の入札参加資格要件に加え、地方自治法施行令の規定による公告に付している入札ごとに定める地域要件などを満たしているか否かの確認を行い、最終的には審査の結果の報告にあわせ、市長決裁により入札参加者

○議長
○10番
(原田 淳議員)

を決定しております。以上でございます。

原田議員。

申請書が提出された時点においては担当課、管財課で申請書の確認と書類審査をして、それから市長のほうに報告して決裁をもらっているということのようです。わかりました。

1月11日には申請書の提出の段階で、もう既にA建設会社が入札に参加することは市行政ではわかっていたと思います。たとえ一般競争入札にしる、まださるか荘の再改修工事を行っていないA建設会社を入札に参加させること自体が議員を、いや市民を愚弄しているのではないかと思っております。何のために私たち議員は何回もさるか荘のことで時間を割いてきたのかわかりません。A建設会社に何ら指導もせず、舌の根の乾かぬうちに新たな建設工事へ入札させること自体が、不思議でなりません。今さら入札してしまっているのです、どうのこうのということと言っても始まらないようです。

しかし、行政の立場として非常にまずい対応であったのではないかと思っております。今後もこのような問題がまたいつ起こるかわかりません。今後どのような対応、対策をしていこうとしているのか、先ほど市長の言った審査会があるので、大丈夫だというようなことは言っておりましたけれども、今後もしこういうことがあった場合、どう対応していこうとしているのかお聞かせください。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長。

まず、業者に対して何も指導がされていないとの御指摘がございましたが、入札参加資格に対する行政措置に関する御質問かと思えます。

先ほども答弁申し上げましたとおり、今回の事案につきましては、既に問題解決に向けた協議が整っておりましたし、入札参加資格に関して審査などの対象にならなかったものであります。加えて、入札参加資格の要件も満たしていましたので、入札参加者として決定をしました。

入札参加資格に関する規定には、地方自治法などの関係法令や国の基準に倣い地方自治体が行政措置を行うための要領等がございますが、その運用は厳格かつ慎重に行っているところであります。

議員御指摘の、今後も同様の問題があった場合の対応や対策についてでございますが、事案の様態によっては、書面や口頭による注意喚起ができるよう、国が示している基準を参考に要領の見直しを検討してまいります。

公共工事は言うまでもなく、税金を原資とした社会資本整備のために実施されるものであります。これからも品質確保の観点から、より一層受注者との綿密な打ち合わせや現場の状況把握に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長
○10番
(原田 淳議員)

原田議員。

入札実施要領の見直し等を検討してまいるとのことのようです。よろしくお願いをいたしたいと思えます。

まず、いろいろとあった建設業者なので反省していると思っております。墓地公園のトイレについては、予算以上のすばらしいトイレをつくってくれるものと期待をしております。これで私の質問を終わります。

○議長

10番、原田 淳議員の一般質問は終了しました。
11時まで休憩といたします。

午前10時46分 休憩

午前11時00分 再開

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

第2席、4番、長内秀樹議員の一般質問を行います。

長内秀樹議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

長内秀樹議員、質問席へ移動願います。

(長内秀樹議員、質問席へ移動)

○議長

長内秀樹議員の一般質問を許可します。

○4番

(長内秀樹議員)

議場にいる皆さん、インターネットのユーチューブでごらんの皆さん、改めておはようございます。議長より一般質問の許可をいただきました、第2席、議席番号4番、誠心会の長内秀樹です。それでは通告に従いまして一問一答方式で順次質問をさせていただきます。

最初に1. 外国人との共生社会の構築についての①人口動態についてであります。

政府は本年4月から外国人労働者受け入れ拡大等のため、来年4月施行予定の健康保険法改定案も閣議決定。また新しい在留資格制度も創設する動きなど、外国人の受け入れ整備についてスピード感を高めています。

一方、地元紙の東奥日報や地元のテレビなどメディアも外国人とともに暮らす社会構築に向けてそれぞれの視点で報道しています。この状況からして、今後本市においても外国人との共生社会が常態化すると推測されますが、現状把握のため、本市における外国人の人口動態について、最新のデータから旧平賀、尾上、碓ヶ関地域の外国人住民数と男女別、また外国人の国籍別人数と年齢構成についてお伺いします。

次に、②外国人と共生社会構築の見解についてであります。

本年2月11日付け東奥日報記事によりますと、共同通信が全国の自治体を対象に外国人労働者の受け入れ拡大に関するアンケートを実施したところ、本市の答えはどちらかといえば賛成としていました。

そこで伺います。市として外国人との共生社会の構築について、どのように考えているのか。また、これからどうしていく予定なのか伺います。

○議長

市長、答弁願います。

○市長

(長尾忠行)

長内議員の、外国人との共生社会の構築についての御質問にお答えをいたします。

私からは、外国人との共生社会構築に関する御質問について、お答えをいたします。なお、外国人の住民数やその内訳については、担当部長より答弁をいたさせます。

国は、深刻な人手不足が生じていることから、4月からの改正出入国管理及び難民認定法の施行により、新たな在留資格である特定技能1号の14分野の業種に対し、国内において新たな外国人材を5年間で最大34万5,150人を目安に受け入れることとしております。その受け入れ対象となります14分野には、介護や宿泊、農業などといった当市にも関係する業種が含まれており、もし市内事業者の方が受け入れを希望するとなると、平川市にも外国人が増加すると想定されます。

国においては、平成30年12月に外国人材の受け入れ、共生のための総合的対応策を取りまとめ、共生社会の実現に向けた意見聴取、啓発活動等の実施や、暮らしやすい地域社会づくり、円滑なコミュニケーションの実現などを目的とした、生活者としての外国人に対する支援など、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を推進するとしております。

平川市といたしましても、国で実施するそれらの対応策の内容に注視しながら、県の関係部署とも連携し、市としての対応を検討していきたいと考えております。私からは以上です。

市民生活部長。

続きまして、私のほうからは、外国人の住民数やその内訳につきまして、平成31年1月31日現在でお答えいたします。

まず、外国人の住民数ですが、平賀地域は男5人、女14人、計19人。尾上地域は男3人、女45人、計48人。碓ヶ関地域は男ゼロ人、女4人、計4人で、平川市全域では男8人、女63人、計71人となっております。

次に、外国人の国籍別住民数ですが、11の国・地域の方が住民登録しており多い国・地域から、カンボジア26人、中国17人、ベトナム12人、アメリカ4人、韓国3人、フィリピン3人、カナダ2人、台湾、オーストラリア、インドネシア、ネパールが各1人となっております。

次に年齢構成ですが、15歳から19歳までが3人、20歳から24歳までが17人、25歳から29歳までが13人、30歳から34歳までが11人、35歳から39歳までが14人、40歳から44歳までが6人、45歳から49歳までが3人、50歳から54歳まで、55歳から59歳まで、65歳から69歳まで、70歳から74歳までが各1人となっております。

長内議員。

ありがとうございました。今のデータの話から先にお話していきたいと思えます。

今、お伺いしましたところ全体で71名いると。71名のうち尾上地域が48名。計算しますと約67%となりますけれども。全体の67%が尾上地域にいます。そして次が平賀地域19名、26%ぐらいですか、パーセントでいきますと。というような形になると思えます。尾上地域の女性の方が45人。つま

○議長
○市民生活部長
(白戸照夫)

○議長
○4番
(長内秀樹議員)

り71人のうちの女性45人ですので、まず尾上地域にだけっていえばおかしいですが、今現状いるわけでございます。

その尾上地域において、外国人がいて、ともに今5年間だと思えますけれども一緒に共生社会を構築していくわけですが、その際に、ある地域との問題とか、いろいろな問題が出ていくと思えます。

女性から見ますとごみ出しの問題。さらには今お話を伺いますと、一番多いのは20歳から24歳17人。非常に若い、それも多分女性だと思えます。その人達が尾上地域に一番いるわけですが、今回。あの企業だと思えます。企業の就職だと思えます。

そういう中で市として、こういうような状況の中で外国人との共生社会において、先ほど市長の答弁では国に対応して注視しながら進めると。非常にいいお答えをいただきましたけれども、現実、尾上地域に女性の方17人ぐらいの20歳から24歳の17人、さらにその下には35歳から39歳の14人。合わせて31名ほど。20歳から39歳までとなっています。さらに20歳から29歳のところになっていくとちょうど30人います。

そういう中で先ほどの市長の答弁で、国の対応を注視しながら進めるといふことですが、それだけでいいんですか。もっとこういうことやんにやまね、こういうことやにやまい、こったことやんにやまいとかって、もうちょっと具体的にないものですか、市長。

○議長

企画財政部長。

○企画財政部長
(須藤俊弘)

ただいま長内議員のほうから、もっと市のほうで対策を講じるべきでないかというような御意見でございますけれども、現在その対応といたしますか、受付なり窓口としては各市民課のほうで対応させていただいているということでございます。

内容的にはやはり使っている事業者の方、そちらのほうとの連携が不可欠であろうというふうに思っております。そこら辺については、今後業者との連携をさらに密にしながら対応させていただきたいというふうに考えておりますので御理解をお願いします。

○議長

長内議員。

○4番
(長内秀樹議員)

それじゃ、提案をしていきたいと思えます。私、今ここに持っているのが東奥日報の記事です。医療保険のお話ですけど、外国人の医療保険のお話です。

やはり外国人の方がこうやってきますと、一番最初に困るのが、もしも怪我をしたり病気になったときのいろいろな問題があると思えます。もちろん外国人本人もあります。それよりも地域の人たちが一番です、地域の人。地域の人があそこのところに外国人いますけれども、あの人たちが、若い人たちがもしも体の調子が悪いとかというのがどうなっているものですか。

たまたま私尾上ですから私に聞く人が多いんです。実際聞かれてるんです。そのときの対応、私できませんでした。こういふことで、今、国が

一生懸命進めていて、地元紙の東奥日報さんも連載で書いてました。いろいろ書いてました。見てるかと思います。

その中での市としての対応、平成31年度、先にやらなくてはいけないと思います。いろんな分野があると思います。先ほど申しあげました、冒頭申しあげましたごみ出しの問題はもちろん、さらにはその中で結婚する方もいると思います。今国が動いてる前に地元として、とりあえずこれとこれとこれはやらなくちゃいけないというのは、私はあると思います。

特に医療、地域とのコミュニティー化のやり方。当面、この医療と地域のコミュニティーを一番最初に考えるべきだと思うんですが、この辺については何かありますか。

○議長

企画財政部長。

○企画財政部長
(須藤俊弘)

ただいま長内議員のほうから医療の関係、あとごみ出しと地域のコミュニティーの関係のことで御質問がございました。

来年度の予算のほうにというお話もございましたけども、そこまでは予算のほうにはその形のものは計上はしてはございませんけれども、ただ地域においてのコミュニティー活動の助成というのは例年どおり対応してございますので、ここだけが、またその事情によって対応して、地域ぐるみの対応が不可欠になってこようかとは思っています。

ただ医療関係につきましても、国のほうで今やっと助成といいますか対策について、議員御承知のことだと思いますけども、やっと今出しているという状況でございます。

内容的には例えば医療の関係でしたら、外国人の患者さんが安心して受診できる体制の整備とか、また地域の基幹的医療機関における医療通訳の配置や院内案内図の多言語化の看板とか、そういうような支援を国では取り入れていきたいということ、今出ているということでございます。

またコミュニティー形成につきましても、やはり外国人を含む全ての人々が互いの人権を大切にしながら、共生社会の実現を図るということにして。今、具体的な内容までは国のほうではまだ設定はございません。

議員おっしゃるのはそれを先取りして、市のほうで対策を講じるべきではないかという御意見だと思います。私どものほうとしましては、やはり先ほどもお伝えしましたとおり、まず外国人本人ということもそうですけども、それよりもその方々を使っている事業者の方、そちらのほうとも絡みながら情報を共有してその受け入れ体制をどのようにすればいいのかということをもっと連絡を密にして、当然国や県の関係機関との協力も不可欠になるかと思っておりますので、その辺の動向も注視しながら情報収集に努めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長

長内議員。

○4番

(長内秀樹議員)

ぜひともそういう体制、地域の方にも認識してもらわなくてはいけないと思います。今お話の事業者にはもちろんそうだと思いますけども、やは

り地域の方にもそういうことを認識してもらうためにも、地域の方にも今のぐらいいますよという情報を共有させることも、ひとつお願いをしたいと思います。

前にお話ししてましたけれども、これ東奥日報の平成30年8月11日付、外国人の増加率全国7位。その中で本市。これ去年です、関係者見てるかと思えます。全国の市町村の中で本市が、全市の中で第2位でした。外国人の増加率。という今の状況から見まして、増加率です、ゼロからとなればパーセント上がるんですけども。そのぐらい急に入ってきたというのもやはりこれはすごいと思えます。

今のこのお話の平成31年1月末現在での増加率、去年のやつです。去年のデータで第2位でしたけれども、今現在での増加率のほうはどんなものなんですか。

○議長

市民生活部長。

○市民生活部長
(白戸照夫)

それでは私のほうから、今現在の増加率はどうなのかということについてお答えいたします。

今現在、平成29年末までの増加率というのは先ほども話ありましたけれども、外国人増加率が71.43%ということであります。

したがって、平成29年末から平成31年1月末までの外国人増加率ということでお答えさせていただきます。平成29年末の外国人住民数が60人でした。平成31年1月末の外国人住民数は71人ということで11人増加しまして、その結果外国人増加率が18.33%となっております。以上です。

○議長

長内議員。

○4番
(長内秀樹議員)

多分そうだと思っていました。やっぱり一昨年から急に、我が市に外国人の方、特に尾上地域に急激に入ってきたわけです。一つの山が今できたようです。ですからこういうお話がでてくるわけです。そして今ちょっと下火になってきた。だからいいというものじゃなく、ひとつその辺は先ほどお話のとおり次の手を打つようにしていただきたいと思えます。今回いっぱい質問しましたので、次の質問に入らせていただきたいと思えます。

次に2. 市民と行政との双方向参画についての①定期的な意向調査実施についてであります。

本定例会の市長の議案提案理由の中に「自分たちの地域は自分たちでつくる。市民一人一人が主役のまちづくりの実現に向け、今年度も平川市まちづくり懇談会を開催していく。」としました。また、「このまちづくり懇談会はその時その時の市民の声を直接聞く機会であり、今後も続けていく。」ともしました。確かに、このまちづくり懇談会は大切な事業と私も認識しています。

しかし、この懇談会に出席できない市民もいます。特に子育て世代や独身者など特に若い、将来の平川市を支える世代などから声を聞くために、例えばスマートフォンなど情報機器を活用して市民の意向調査やパブリックコメントなどの頻度を高め、行政への参画機会確保の充実に努めるべ

きと私は考えます。

そこでお伺いします。直近1年間で実施した各種アンケート、統計調査、パブリックコメント、これらの実施状況について伺います。何件、どういう形で行ったものか。また、市民ニーズや市民満足度を把握するため、定期的に調査も行うことも必要であると私は考えます。先ほど10番、原田議員の質問の中にもパブリックコメントがございました。やはり市民の声を聞く。この姿勢を考えるに当たって、市の見解をお伺いしたいと思います。

次に②委員公募制の推進と女性、若年層の登用促進についてであります。

市で委嘱している各種委員会、先ほどの報酬の委員会もそうです。それから審議会、こういうものの選定方法について、公募や推薦などどのような形で委員を委嘱しているのか。

また、委員会での委員の重複を避けるためのチェックはどのように実施しているのか。さらには、委員会や審議会において多様な意見を聞くため、女性や若年層の市民も委員として委嘱することが必要であるべきと私は考えますが、現状の女性委員の登用率、どの程度なものか。

また、女性や若年層の委員が出席しやすいように、会議の開催時間、開催日時、こういうものにも配慮しているのか、などなど委員会の運営、考え方についてお伺いします。

市長、答弁願います。

御質問、市民と行政との双方向参画についての御質問、2点についてお答えをいたします。

市では、各種計画の立案に際して実施するアンケート調査や、統計にかかわる諸調査、パブリックコメントの実施により、市政へのニーズの把握に努めております。アンケート調査は、直近の1年間では2件実施しております。

1つ目は、平川市地域福祉計画の策定に際して実施した1,000名の市民を対象としたアンケート調査で、35の項目を設定し、回答率は34.7%となっております。意見として、福祉サービスの情報提供に関する要望があったことから、施策の方向性に反映させております。

2つ目は、平川市子ども・子育て支援事業計画の策定に際して実施した、1,006名の市民を対象としたアンケート調査で、64の項目を設定し、回答率は73.6%でした。こちらについても、いただいた意見の内容を精査し、今後の施策に反映させていきたいと考えております。

パブリックコメントは、直近の1年間では5件実施しております。そのうち、意見をいただいたのは平川市新本庁舎建設基本設計案のパブリックコメントで、多数の意見をいただきましたが、内容を精査させていただいた上で、実際に反映した部分はございませんでした。

市民の市政へのニーズや満足度を把握するための調査として、来年度は計画最終年を迎える、まち・ひと・しごと創生平川市総合戦略にかかわる調査や、今後の新庁舎を中心とした公共交通の再編に向けた調査の実施を

○議長
○市長
(長尾忠行)

予定しております。総合戦略につきましては、より実効性のある地方創生への取り組みを次期総合戦略に反映させるため、市民の方々の満足度やニーズを把握するための市民意識調査を実施する予定であり、公共交通につきましても、各地域におけるバスなどの利用者のニーズを把握するための調査を予定しております。

また、今後計画される第2次平川市長期総合プランの後期基本計画策定にかかわる調査の際に、議員より御指摘いただいた内容も含め、市民の関心がより高い案件について、市民ニーズや満足度を把握するための項目を追加することを考えています。

次に、各種委員会の委員の選定方法等について、お答えをいたします。

市で委嘱している各種委員会や審議会の委員の選定方法につきましては、公募や関係団体からの推薦、市の担当部署による選定といった方法がとられております。現在は専門的な知識が求められる委員も多いことから、委員の重複の確認は実施しておりません。

しかしながら、より多くの市民の声を聞くためには、重複はできるだけ避けることが望ましいと思われることから、今後の選定については配慮をしていきたいと考えております。

女性委員の登用率については平成28年度は26.5%、平成30年度は27.1%となっており、わずかながらですが増加傾向にあります。一方、若年層の登用率については、平成30年度は50歳未満が全体の約16%と非常に低い状況となっております。現在は各団体の代表を委員として選定している例が多いこともあり、女性や若年層の委員の登用率が低くなっていると考えております。

今後は各団体の代表ということにこだわらず、女性や若年層の方を積極的に登用するよう努めてまいります。会議の開催時間については、ごく一部は夜間に開催されていますが、ほとんどが平日の日中の時間帯に開催されております。開催時間の決定に当たっては、委員の職種などを考慮した上で設定しておりますが、今後は委員の要望などをお聞きした上で、出席しやすい日時に設定するよう努めてまいります。以上です。

長内議員。

ありがとうございました。いろいろと聞いたもんですので本当にありがとうございます。状況わかりました。その中で今の平川市子ども・子育て支援事業計画、回答率73.6%。アンケートで76%っていえば、何か書かせたような感じします、余りよくて。わかりました。ありがとうございます。

ところで、基本的なことお伺いします。こういうような委員会、審議会、有識者会議、こういうような附属機関といいますか、全部でなんぼあるんですか。はいわかりました。やってなかったものです。

ということは、こういう附属機関においての要綱なるものこれについてもないわけですね。重複の関係だとか、女性の登用率だとかというもの書いている要綱なるものも現実はないものですね。

○議長

○4番

(長内秀樹議員)

○議長
○総務部長
(齋藤久世志)

総務部長。

長内議員の御質問にお答えいたします。

市では、平川市附属機関等の設置及び運営に関する要綱というものがございまして、目的はその附属機関、懇談会等の設置及び運営に関し、必要な事項を定めることにより、市民の市政への参画の機会を拡充し、行政の公正、透明性を確保するとともに、簡素で効率的な行政の推進を図ることを目的とするというようなことで、一応定めてございます。

その中で議員御指摘の女性の登用に関しては、委員の選任の項目がございまして、女性委員の構成比率は30%以上を目標とし、その積極的選任に努めるということがございまして、なるべく30%を超えるような選定になるよう一応努力はしているつもりでございます。

○議長
○4番
(長内秀樹議員)

長内議員。

ありがとうございます。もう一つ済みません、教えてください。その中で再任がよくあるわけですが、再任の在任期間、通算在任期間。こういうものにも定めあるんですか。

○議長
○総務部長
(齋藤久世志)

総務部長。

再任期間については、そういったところに定めはないのでございますけれども、実は今回の長内議員の指摘を受けまして調査してみたところ、現在653名の委員の方が委嘱されているわけなんです、そのうち重複しているのが200人ぐらいおるといってございまして、市長の答弁にございましたとおり、なるべく多くの市民の方に委嘱するよう努力してまいりたいと考えております。

○議長
○4番
(長内秀樹議員)

長内議員。

いろんなところ実は聞いてきたんです。済みません。まずいろんなところ聞きますと、その在任期間は通算で大体6年と決めています。6年以内。重複については今、うちのほう653人のうち約200人というふうなっていると。やはりいろいろ問題が出てきます。ですから、この重複についても今後検討するべき事項だと思います。

さらにその委員の中に市議会議員、職員これらを選任していい場合と悪い場合があります。これらにおいても、やはり今後精査していくべきかと思っております。いろいろな場面でこういうものがきっちりしておかないとその都度その都度、いろいろな場面でこれからお話を進めていくに当たって、いろいろなものが出てきます。

附属機関にかかわる要綱なるものが今あるんでしたら、ひとつ要綱についても再度見直しとは言わず精査していただき、時代にマッチした要綱にしていただければと思います。時間もありますのでこの辺でこの事項については終わらせていただきます。

次に、ふるさと納税の返礼品と仲介手数料についてでございます。その①実績と検証についてであります。

政府は2019年度地方税制改正法案で抜本的な見直しをし、ふるさと納税

の返礼品は寄附額の3割以下、違反自治体に寄附した場合は税制優遇措置を受けられないとしました。本市におけるふるさと納税の平成27年度以降の年度別の寄附金額、現在の返礼品目数、仲介手数料を含む経費を差し引いた実質の寄附金額、これらは幾らなのか。

また、ふるさと納税を申し込む際に、寄附金の使途を本市はAからEの5つのコースを選択してもらうようにしておりますが、それぞれの本年度までの、平成27年度から実施していますのでそれらの累計額、幾らになっているのか。

次に返礼品について。新たに返礼品を追加する場合、どのような方法で認定をしているのか。全国へ平川市の返礼品として、ふさわしいものかの検証はどのように実施しているのか。

また、返礼品提供の商店、リングですと生産者、組合。こういうものへ対応や支援。これらについては実施しているのか、お伺いしたいと思います。

次に、②仲介サイトについてであります。

ふるさと納税の申し込みは、多くの方がインターネットのサイトを利用しております。当市も毎回聞きますけれども、ふるさとチョイスという仲介サイトを利用しておりますが、その手数料の内訳はどのようになっているものなのか。

また、ふるさと納税を多く募っている自治体ではこのふるさとチョイスほか数社の仲介サイトと契約し、ふるさと納税を多額に集めている自治体がございます。広く平川市を周知して、多くの寄附を集めるとするならば、新規の仲介サイトも検討しているものなのか、方向性についてお伺いしたいと思います。

○議長

市長、答弁願います。

○市長

ふるさと納税の御質問についてお答えをいたします。

(長尾忠行)

ふるさと納税の寄附金実績についてですが、平成27年度は約1億6,000万円、平成28年度は約2億8,000万円、平成29年度は約1億7,000万円、平成30年度は年度の途中ではありますが、現時点で4億3,000万円を超える寄附金をいただいております。

返礼品については、現在151種類となっております。

なお、平成29年4月に総務省より、寄附金に対する返礼品の割合を3割以下とするなどのふるさと納税の返礼品に関する大臣通知がありましたが、当市では全ての返礼品において通知内容に沿うものとしております。

経費を差し引いた実質の寄附金額については、返礼品調達額、送料、委託料、収納サービス使用料などの経費の割合が約3分の2となり、残りの3分の1が市の財源となっております。現在の寄附額約4億3,000万円では、約1億5,000万円となります。

また、申し込みの際に御選択いただいている寄附金の使い道につきましては、来て見て触れて！ひらかわ観光応援コースに約1億2,000万円、元気

いっぱい！ひらかわっ子応援コースに約1億5,000万円、味で勝負！ひらかわ農業応援コースに9,000万円、みどり豊かなまち、ふるさとひらかわ応援コースに2,500万円、とにかくひらかわ応援コースに8,000万円となっております。

返礼品の認定につきましては、毎年度協力いただける事業者より、返礼品の内容を記載した申込書を提出していただき、平川市ふるさと納税推進事業実施要綱を定め、この基準により総務課において認定をしております。新規の返礼品の追加も常に進めているところであり、事業者から新たな提案をいただいた際にも、返礼品としてふさわしいものか確認した上で採用しております。

返礼品を提供いただいている事業者や生産者への対応支援につきましては、いただいた寄附金を充当する事業をふるさとひらかわ応援事業として来年度予算に計上しています。この中の農業応援コースは、総事業費を約3,500万円とし、事業者や生産者を事業の対象としているものとなっております。ふるさと納税は、事業者と生産者の協力があって初めて実施できる事業でありますから、御協力に感謝を申し上げたいと思います。

仲介サイトの内訳につきましては、総務部長より答弁をさせます。

なお、先ほど元気いっぱい！ひらかわっ子応援コース、約1億500万円のところを1億5,000万円と間違ってお知らせいたしましたので、訂正していただきたいと思います。私からは以上です。

○議長
○総務部長
(齋藤久世志)

総務部長。

続いて私から仲介サイトの内訳について、お答えいたします。

仲介サイトに委託している主な内容につきましては、ふるさとチョイスへの返礼品の掲載、寄附者データの管理、返礼品の配送手続、返礼品提供事業者のサポート、収納代行、受領証明書の発行、配送時期の確認やクレーム等への問い合わせ対応など、これらを包括した内容で委託しています。

また、今年度よりサイト内での閲覧回数が増加することを目的として広告費を寄附額の1%から5%へ変更しています。こちらが今年度の寄附額の大幅な増加へつながった要因の一つと考えております。

新たな仲介サイトの導入は、平成29年度より検討を進めてまいりましたが、返礼品を提供する事業者の事務量が増加することから、多くの事業者からの承諾を得ることができずに見送りの経緯がございます。今年度は、新規の仲介サイトの導入は見送りしましたが、支払い方法について大手携帯電話会社の使用料金からの収納や通信販売事業社システムからの収納も可能とし、寄附者の利便性を向上させています。新規の仲介サイトの導入については、一旦は見送ることになりましたが、引き続き返礼品の提供事業者の負担とならない方策を検討しながら、可能性を探ってまいりたいと考えております。

○議長
○4番

長内議員。

ありがとうございました。4億3,000万円、1,000万円ふえたんだもんね。

(長内秀樹議員)

すばらしいと思います。そして、そのうち1億6,000万円近くがいわゆる本当の……。

私、けさほどなんですけれども平成29年度の決算書見てきました。市税の軽自動車税1億1,000万円、市たばこ税1億9,400万円、ふるさと納税で実質の入ってくるのが1億5,000万円、市の財政としてはまことにと思うわけです、私は。こんなに財政を考えるに当たってこのふるさと納税、私はいけいけだと思います。3割のクリアもしているし、できることならば今回、広告費1%から5%に伸ばしました。

ぜひともこのふるさと納税には、ふるさと納税の入ってくる時期もあると思いますけれども、その辺の職員体制もいろいろ考えてやっている自治体もごぞいます。ぜひとも本市においてもその辺なども考えて、やっていただければと思います。

ふるさと納税について一つだけ、御提案と言いますか。佐賀県でふるさとチョイス、私も平川市のこれいただいて勉強させていただきました。

この中で本市は、ふるさと介護と前に佐藤議員がお話ありましたけれども、ふるさと介護「お墓安心まもる君」がありました。ほかのところをちょっと私もいろいろ探してみましたら、佐賀県で実施している「こども宅食」、それから広島県の神石高原町これ有名です、このお話は。「ピースワンコジャパン」、これは犬猫の殺処分ゼロを目指して活動しています。これはすごいお金が集まっています。こういうような物からことへとよくこの言葉ありますけれども、本市においてもその辺などもふるさと介護「お墓安心まもる君」もいいです。自分のところのふるさとのお墓を守る、これは非常にいいことだと思います。

しかし、もうちょっと全国的に見る視野も必要かと思います。ぜひこういうものも今後検討していただければと思います。

時間もなくなりましたので、次に移らせていただきます。

次に、太陽光発電システム導入支援事業の①実績と今後の方向についてであります。

太陽光発電システム導入支援事業は、今年度が最終年となりました。来年度は実施しない方向となっています。そこで事業開始から現在までの累計の設置数、おおよその発電量など本事業が総括することでの実績等についてお伺いしたいと思います。

また、太陽光パネルを設置した市民からはどういった声が挙がっているのか、本事業が終了するということですので、本事業の総括についてお伺いしたいと思います。

次に、蓄電池及び地中熱ヒートポンプ・パイプについてであります。太陽光など再生エネルギーのほうをいろいろ勉強してみますと、こういうような蓄電池、家庭用蓄電池や地中熱ヒートポンプ、新庁舎でも話題になりました。こういうような新エネルギー設置への支援を、実施している自治体もごぞいます。本市として、この再生可能なエネルギー導入についてど

- 議長
- 市長
(長尾忠行)

う考えているのかお伺いしたいと思います。

市長、答弁願います。

太陽光発電システム導入支援事業についての御質問2点についてお答えをいたします。

実績と今後の方向についてでありますけれども、平川市住宅用太陽光発電システム導入支援事業の実績につきましては、平成24年度の事業開始から今年度の交付見込みまで含めた累計として114件、補助金額で約1,544万円となっております。

また、発生電力量につきましては、補助対象となった発電システムの最大発電量の合計で約600キロワットとなっております。その発電実績につきましては、市では把握してございませんが、設置者に報告していただいた設置後1年分の実績報告の数値を基に推計した結果としては、1年間で約53万キロワットアワーの発電があるものと推測され、これは市内約120戸分の年間電気消費量に相当するものであります。

これまで補助金を活用した方からの声としましては、「補助制度があったので導入することに決めた。」「電気代の軽減につながり大変有意義である。」などといった声をいただいております。

この住宅用太陽光発電システム導入支援事業につきましては、システム導入の初期費用を抑えることを目的とした国の助成制度に合わせ、市がかさ上げ助成することとして創設されたもので、平成25年度で国の助成制度が終了した後は、市の単独助成として継続してまいりました。本事業は、市内の住宅への太陽光発電システムの普及及び再生可能エネルギーの利用促進に寄与してきたものと考えておりますが、電力の固定買い取り価格が年々下がっていることに合わせ、事業の活用実績も減少してきております。

また、システムの導入費用につきましても、制度開始時点と比較して安価で設置できる状況となってきていることから、システムの普及及び支援に対し一定の役割を果たしたものと判断し、平成30年度末での事業終了としたものであります。

次に、蓄電池及び地中熱ヒートポンプ・パイプに関する御質問について、お答えをいたします。

家庭用蓄電池や地中熱ヒートポンプの設置への助成制度については、現在県内の2市で実施しておりますが、平川市においては、それらの設置支援にかかわる補助制度の創設は計画しておりませんので、御理解いただきたいと思っております。以上です。

- 議長
- 4番
(長内秀樹議員)

長内議員。

ありがとうございました。本市においてはこの太陽光パネルさらにこのバイオマス発電など、再生可能なエネルギーに関しては、今の地中熱は別として、県内ではすばらしい、ナンバーワンだと思います。ただそういう中で、平川市でこういうの出してますよね、平成25年2月に出しています。平川市地域新エネルギービジョンというの出しています。大分、ちょっと

古くなりました。この辺などをあわせて今後、この再生可能エネルギーについてどういう方針なのかお伺いしたいと思います。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

平成24年度に策定した平川市地域新エネルギービジョンでは、さまざまな新エネルギーがある中で、平川市では太陽光発電及びバイオマス発電の導入を積極的に推進することとし取り組んでおります。バイオマス発電につきましても、株式会社津軽バイオマスエナジーによる発電所が平成27年に運用開始され、1日当たり約15万キロワットアワーの発電を行っており、一部が市内の公共施設にも電力供給されています。

また、3月25日には東京都港区との再生可能エネルギーの活用に関する協定を締結し、4月1日から港区の区有施設2カ所に平川市のバイオマス由来の電力を供給することとなっております。

今後は、電力供給を契機とし、港区とのさまざまな連携事業の実施を検討していきたいと考えております。現在、国においては、平成30年7月に第5次エネルギー基本計画を策定し、その中で徹底した省エネルギー社会の実現や再生可能エネルギーの主力電源化に向けた取り組みを進めることとしております。平川市地域新エネルギービジョンでは、太陽光発電及びバイオマス発電の推進とともに、風力や温泉熱利用についても導入を検討するとしておりますので、今後においても国や県の政策の動向を注視しながら、当市にマッチする新エネルギー施策について、引き続き研究していきたいと考えております。以上です。

○議長

長内議員。

○4番

(長内秀樹議員)

平川市は県内でもバイオマス発電もあるし、太陽光においてもこういう形で他の市町村よりも抜き出ているかと思えます。今市長のお話にもありましたとおり、東京都港区の再生可能エネルギーの協定も進んでいるというようなことになると、これも一つの平川市の武器になるかと思えます。

私、先般、2月27日から東京ビッグサイトにおいてスマートエネルギーweekというのがあり、行ってきました。全国の市町村の方々からもお話を聞いてきました。やはり青森県、東北の最北端に位置しますといういろいろな情報が遅れていきます。

しかし、その中でも我が平川市はエネルギーに関しては、いち早く声を挙げていっている自治体でございます。この辺も武器にして、私も頑張ります、どうぞ市におかれましてもエネルギーについては注視していただいで新たな未来をつくっていくために頑張っていただければと思います。ちょうど時間になりました。計ったようすけれどもこれで終わりたいと思います。

○議長

4番、長内秀樹議員の一般質問は終了しました。

昼食等のため13時まで休憩いたします。

午前12時00分 休憩

午後1時00分 再開

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

第3席、8番、山田忠利議員の一般質問を行います。

山田忠利議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

山田忠利議員、質問席へ移動願います。

(山田忠利議員、質問席へ移動)

○議長

山田忠利議員の一般質問を許可します。

○8番

(山田忠利議員)

第3席、誠心会の山田です。議長の許可を得ましたので、通告に従い質問いたします。質問は一問一答方式です。

1番、碓ヶ関地域に閉鎖放置されている宿泊施設について。①固定資産税について、②「特定空家等」についての認定について、③アスベストの調査について。

碓ヶ関地域におかれましては、以前よりJR碓ヶ関駅前に建っている旧縫製会社の建物が、JRの車窓から碓ヶ関のイメージの悪化と駅前地区の生活環境を阻害しておりました。今年度、その建物を撤去していただきました。また、碓ヶ関総合支所の移転に伴う碓ヶ関公民館の改修工事も行われており、来年度以降におかれましても、碓ヶ関小学校校舎改築事業、碓ヶ関中学校大規模改築工事及び碓ヶ関分署の移転新築工事等、大型事業が数多く予定されており、心から感謝申し上げます。

そのような中で、現在の碓ヶ関総合支所と碓ヶ関公民館の間に建っている、閉鎖後10数年放置されている民間宿泊施設があります。この施設につきましては、平成29年第4回の定例会でも一般質問させていただきましたが、建物の損傷が日々進み、草木は通学児童の妨げになったり、昨年のおび重なる台風により周囲の囲いなどが剥がれるなどして、老朽化が進んでおります。

前回の一般質問でも述べたとおり、建物内部の配管の保温材等にアスベストが使用されているとしたら、周辺に及ぼす影響ははかり知れないものがあります。そのような状況の中で、ことし総合支所がこの建物の向かいの公民館に移転されます。

また、数年後には小学校も現在の中学校に隣接して建設することになれば、この危険な建物を公共施設が取り囲んだようになります。この建物をこのまま放置すれば、さらに老朽化が進み周辺に及ぼす影響は高くなると思います。

そこで、この旧宿泊施設についてお聞きします。

1点目として、この土地建物に固定資産税は幾らぐらい賦課されていて、きちんと納付しているのか。

2点目として、市では平成28年9月に平川市空き家等の適正管理に関する条例を全面改正して平川市空き家等及び空地の適切な管理に関する条例を

制定し、本格的に空家に対する取り組みをしていると思います。

これらの法律によれば自治体の調査によって特定空家等と判断されたものは、何かしらの措置の助言または指導、勧告、命令、代執行の行政措置ができることになっているようですが、この特定空家等の定義を見ると、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態と定義されています。

この旧宿泊施設は、鉄骨づくりですぐには倒壊のおそれはないと思いますが、建物の一部が壊れ台風のときなど壊れた部分及び周囲の囲いが飛散して、保安上非常に危険な状態にあります。

また、内部の樹木、草などが生え放題で虫や動物等の住みかとなり、著しく衛生上有害となっております。その上、施設全体が老朽化し敷地内がジャングル化していることによって、景観も非常に損なっており、たけのこマラソン大会を開催しても、毎年参加者からは必ずこの話題が出てきます。ここで生活している市民にとっても、通学路にこのような施設があり、生活環境の保全を著しく損なっており、このまま放置できないと感じています。

以上述べた現状においても、この施設は特定空家等の基準に当てはまるものと思います。以上によりこの建物を特定空家等と認定して、行政指導できないか伺います。

3点目として、前回民間建築物のアスベストの使用について、特定行政庁である県と協議しながら実施、把握すると答弁されましたが、その後の対応はどうなっているのかお知らせください。

以上、3点について市長の答弁を求めます。①の試算については、個人的なプライバシーの問題もあるでしょうから、答えられる範囲内で答弁結構でございます。

○議長

市長、答弁願います。

○市長

(長尾忠行)

山田忠利議員御質問の、碓ヶ関地域に閉鎖放置されている宿泊施設についての御質問3点について、お答えをいたします。

議員御指摘の旧宿泊施設に対する固定資産税ですが、所有者に対して適正に課税されており、収納状況は滞納となっています。滞納整理については、徴収困難案件として、滞納整理の専門機関となる青森県市町村税滞納整理機構へ移管しているところでございます。なお、課税額及び滞納額については議員からもお話がありました個人情報となりますので、この場での回答は控えさせていただきます。

次に、旧宿泊施設を特定空家等に認定し、行政指導や行政代執行ができないのかとの御質問でございますが、特定空家等の認定につきましては、国の特定空家等ガイドラインに基づいて、倒壊等の危険性などを調査し、

周辺への影響度と危険等の切迫性を考慮して判断することとされております。

議員が御指摘の施設につきましては、倒壊等の危険性は低く、現段階では特定空家等に認定して措置を講ずることは難しいと思われま。御承知のように、どのような建物でも長期間風雨にさらされ、放置され続けますと、老朽化が進み至るところに破損が見受けられるようになってきます。今後は、建物の破損状況や草木の繁茂状況など、現在の状態を所有者等に情報提供しながら、状態の改善を促していく必要があると考えています。

続いて、旧宿泊施設のアスベスト調査についてであります。市内にある民間建築物のアスベスト調査については、建築基準法に基づき特定行政庁であります県が用途、規模など一定の要件を満たすものについて建築物の所有者に行わせ、報告させているところです。

県が民間建築物の所有者から得たアスベスト調査の結果については、個人情報保護の観点から詳細は非公表としておりますので、議員御質問の旧宿泊施設を含め、市内にある民間建築物についてのアスベストの使用の実態について、把握することはできませんでした。

先般、国土交通省が行った民間建築物を対象としたアスベストに関する全国調査の推計結果を見ましても、民間建築物の5%程度は吹きつけアスベストが使用されている可能性があり今後、対策が必要なものが一定程度残っているとされています。

このことから、民間建築物におけるアスベスト調査の必要性は依然として高いものと考えており、市としても県が行っている法令に基づく指導や、国の補助制度の普及などといったアスベスト問題対策と連携をし、民間建築物におけるアスベスト調査の推進に向け、協力していきたいと考えております。以上です。

山田議員。

一日も早く、安全安心して暮らせる地域づくりに努力していただければと思います。

それでは、2番の碓ヶ関小学校改築事業と完成後の旧校舎の利活用について伺います。①碓ヶ関小学校改築事業住民説明会では、どのような意見や要望が出たか。また、意見や要望をどのように設計に反映させるのか。②碓ヶ関小学校改築事業が完成して移転後の旧校舎の利活用を検討しているのか。

現在の碓ヶ関小学校は、昭和53年に建設され老朽化が進んでいます。碓ヶ関地域では、小・中学校が合同で運動会を開催するなど、かねてより地域と学校が連携しながら活動しています。このような中、地域住民にとって小学校改築事業は、最も興味関心がある事業であります。今年度開催された碓ヶ関小学校改築事業住民説明会で、どのような意見や要望が出されたのか教えてください。加えて、住民説明会へ参加できなかった地域住民のためにも、本事業について概要を説明お願いします。

○議長
○8番
(山田忠利議員)

②碓ヶ関小学校の移転改築後も、施設をこれまで同様に利用することは難しいと思いますが、地域の各種団体、例えば碓ヶ関地域活性化協議会やたけのこマラソン実行委員会などが管理する、備品の保管場所として使用することができないものか。

また、移転により小学校のグラウンドや体育館はどうなるのかなど、多くの地域住民から声が挙がっている昨今です。小学校移転改築後の施設利活用についての、検討状況を教えていただきたいと思います。あわせて、現在の小学校敷地内に設置している太陽光発電システムを、この先どのように考えているのかを伺います。

○議長

市長、答弁願います。

○市長

山田議員御質問の碓ヶ関小学校改築事業と完成後の旧校舎の利活用についての御質問2点のうち、私のほうからは移転改築後の校舎の利活用についてお答えをいたします。住民説明会に関する御質問については、教育長より答弁をさせます。

(長尾忠行)

現在の小学校は市内小・中学校の中でも、老朽化が進んだ学校の一つであることから、改築事業に着手しました。校舎を地域の各種団体の備品保管場所として使用できないかとの御質問であります。団体が保有している備品の量など詳細を把握すると同時に、建物の状態や安全性を見きわめた上で判断する必要があると考えます。

また、グラウンドや体育館の利用についても、施設管理のあり方を検討しながら状況を見きわめて判断したいと思います。現在の校舎は、新校舎完成後すぐに解体するという計画とはしていませんので、小学校敷地の利活用については、市にとって最善の選択ができるよう努めてまいりますので、御理解くださいますようお願いいたします。

なお、太陽光発電システムに関しては、費用対効果と既存設備を無駄にしないことを踏まえ、改築事業実施計画で検討したいと考えております。以上です。

○議長

教育長、答弁願います。

○教育長

次に、私のほうから住民説明会で出た意見や要望の内容と、それらを設計にどのように反映させるかについてお答えいたします。

(柴田正人)

まず、碓ヶ関小学校改築事業に係る住民説明会は、昨年8月29日と12月7日の2回開催しております。8月に開催した説明会では、現在の碓ヶ関総合支所敷地を活用した、小・中併置校とした移転改築計画、今年度実施した基本設計、及び平成33年度に校舎完成予定とした年度毎の事業計画について説明いたしました。

基本設計業務実施に当たっては、学校関係者のみならず、地域の皆様からの声も計画に反映させたいと考え、用紙を配布して意見や要望を伺っております。いただいた意見要望には、空調設備の設置、地域コミュニティーに活用可能な場所の確保、木材を使用した温かみのある明るい校舎がよい、体育館以外にも体を動かせる場所が欲しいなどがありました。

まず、空調設備の設置についてですが、普通教室のほか、保健室、校長室、職員室へ整備することとしています。次に、地域コミュニティーに活用可能な場所、体育館以外にも体を動かせる場所についてですが、新校舎には小・中学校の児童生徒と一緒に昼食をとることができるランチルームを兼ねた多目的スペースを整備する計画としており、たけのこマラソンなどイベント開催時の活用も想定しています。

なお、木材の使用についてですが、内装・外装についての詳細は、来年度予定の実施設計において十分検討することとしており、貴重な御意見として受けとめています。このほかの質問には、事業実施に当たっての学校運営への影響、併置校とした際のメリット、デメリット、教職員の数についてなどがありました。現時点で想定できる範囲でお答えしております。

これら地域住民からいただいた意見要望のほか、学校からの意見要望もあわせて検討を重ね、校舎の位置や規模、教室等の配置などを決定し、作成した基本設計案を、12月に開催した2回目の説明会で参加者に説明したところです。この説明会において、参加された住民の方々から、特に大きな変更を生じるような意見はございませんでした。したがって、基本設計案については、御了承いただけたものと受けとめております。

改築事業を進めるに当たっては、今後もさまざまな検討課題が出てくるのが想定されるほか、いただいた意見要望には、体育館の夜間や休日開放など、改築後の施設運用に関するものもありました。これらについても今後検討しながら事業を進めてまいります。住民説明会に参加できなかった地域の方々に対しましては、基本設計の概要と今後のスケジュール等について、回覧板で周知し、御理解いただきたいと考えております。以上でございます。

○議長

山田議員。

○8番

(山田忠利議員)

御丁寧な御答弁ありがとうございます。学校敷地の旧校舎の利用方については南側にある、現在低学年の入ってある建物について利用できないものかということが考えられます。

また、教育長にお願いがありますけれども、一般市民の皆さんの声を聞くということになって今2回ほどやりました、ということでございますが、学校での説明会はやはり校舎に限られてくる嫌いがあると思います。本当に地域住民の声を聞くのであれば公民館、またはそれに類したところの場所をお借りして、皆さんの、地域の住民の声を聞いていただければどうかと一つ御提案をいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長

8番、山田忠利議員の一般質問は終了しました。

第4席、6番、佐藤 保議員の一般質問を行います。

佐藤 保議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

佐藤 保議員、質問席へ移動願います。

(佐藤 保議員、質問席へ移動)

○議長
○6番
(佐藤 保議員)

佐藤 保議員の一般質問を許可します。

それでは議長の許可を得ましたので、4席、議席番号6番、誠心会、佐藤 保の質問に入らせていただきます。

まずこの場をおかりしまして、山口県萩市議会事務局、教育委員会、観光協会、そして市立明倫小学校の皆様にご挨拶申し上げます。

御存じのように平川市は政務調査費がございません。誠心会では毎月議員報酬から積み立てしまして年数回、自主研修をやらせてもらっています。今回は萩市、1月16日から19日にかけて2班に分かれまして、その1班が吉田松陰の生誕地である萩市を訪問いたしました。冬に庭先に実るナツミカンにまず驚きました。長州藩時代の町並みと明治を切り開いた松下村塾、塾生の痕跡を見事に残していただきましてまさに史跡観光地の御手本であると感じました。私たちの視察を快くお引き受けくださり、また見事な連携プレーで対応していただきましたことに、心から感謝申し上げます。萩市で学びましたことは、平川市が観光地で成長するためには行政はもちろん各市区、団体そして全市民が同じ思いでなければ長くは続かないだろうということでもあります。

そして次に、私の一般質問でたびたび取り上げました「団塊の世代」という言葉、その名付け親であります堺屋太一氏が先月2月8日にお亡くなりになりました。83歳でした。議会では、集団就職列車の同級生を見送った思い出話をさせていただきました。団塊世代は労働力として、または消費者として日本の高度成長期を支えましたが、今ここにきて、全員が後期高齢者を迎える2025年には社会保障費が膨大になるということ、少し御荷物扱いにも見られております。我が市においても人口構成でその塊といえますか集団があり、財政への負担が懸念されます。この世代を元気にすることが、平川市としても急務であると考えます。堺屋先生には、もう少しこの言葉を使わせていただくことをお許し願うとともに、心より御冥福をお祈り申し上げます。

前置きが長くなりましたが、それでは通告どおり質問させていただきます。

平川市の地籍調査と遺跡調査についてであります。

人口減少、少子高齢化で耕作放棄地や誰のものか持ち主不明の土地が全国的に大問題になっております。民法と不動産登記法を見直して、土地の相続登記を義務化する動きもあります。

それでは1つ目として、尾上地域地籍再調査事業についてお伺いします。

尾上地域地籍調査再調査事業が、平成27年度から平成40年度の長期事業で行われております。過去にも議会でも取り上げられましたが、再度この事業を実施した目的をお知らせください。また平成27年度南田中、平成28年度金屋、平成29年度李平、平成30年度高木で進めてきましたが、所有者不明や境界未確定区域の発生状況をお知らせください。

2つ目として、平川市の遺跡調査の現状についてであります。平成31年

度の地籍調査予定箇所、遺跡指定箇所の上原地区があります。まず2つ目として平川市の遺跡に対するお考えをお伺いします。また、現在分かっている市内の遺跡数、その中で重要で保存すべきと思われる遺跡がありましたらお知らせください。

3つ目、原遺跡の今後の対応であります。文化センター2階に、埋蔵文化財展示場というよりはスペースがございます。「原遺跡について」という短い説明文が掲示されています。「原遺跡は津軽地方では数少ない終末期古墳群を有する遺跡で、津軽ではもとより北日本の古代史を推し量る資料として重要な遺跡です。」と結んであります。平川市として原遺跡を今後どうするのかお聞かせください。以上、よろしくお願ひします。

○議長

市長、答弁願ひます。

○市長

佐藤 保議員の御質問にお答えをいたします。

(長尾忠行)

冒頭所感で、堺屋太一先生がお亡くなりになられたというふうなお話をされましたが、私も団塊の世代の一人でありますので、本当に経済企画庁長官まで務められた堺屋先生がお亡くなりになったというのは、非常に残念であります。

また、調査で山口県の萩市を訪れられたというふうなお話もございました。私もかつて萩市へ調査に行ったことがございます。明倫小学校は吉田松陰の教えを毎朝、声を出して朗読しております。その吉田松陰の残した言葉の中に「志を立ててもって万事の源となす。書を読みてもって聖賢の訓えをかんがう。」という言葉がありまして、私は非常に好きな言葉なんです。さすがに明倫小学校に行かれたからにはそういうことも勉強してこられたかなと思ひまして、ぜひ今後とも議員活動の中で生かしていただければと思ひます。

まず、御質問の尾上地域地籍調査再調査事業についてでありますけれど、尾上地域の地籍調査は、昭和46年度から昭和54年度までにかけて実施され、全域が完了しておりますが、測量機器の精度及び技術の発達により、法務局に備えつけられている地図と現況の座標値との不整合、いわゆるずれが確認され、公共事業の実施などに支障を来しているところでございます。

そのような状況を解消するため、平成25年度に平川市尾上地域地籍再調査事業基本計画を策定し、平成27年度より当基本計画に基づき、地籍調査の再調査に着手したところであります。

所有者不明につきましては平成29年度に1名、境界未確定区域につきましては平成27年度が2カ所、平成28年度が1カ所、平成29年度が1カ所となっております。

遺跡調査に関する御質問につきましては、教育長より答弁させますのでよろしくお願ひをいたします。私からは以上です。

○議長

教育長、答弁願ひます。

○教育長

私のほうから、平川市の遺跡調査の現状についてお答えをいたします。

(柴田正人)

遺跡を含めた文化財は、我が国の歴史、文化等の正しい理解のため欠く

ことができないものであり、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであります。

現在、市内には228カ所の遺跡がありますが、国民共有の歴史的遺産であることから、文化財保護法により適切な保存に努めることとしております。その中でも価値が高い遺跡につきましては、国・県の文化財として指定されております。当市におきましては、八幡崎八幡宮を中心とした八幡崎遺跡が県内でも重要なものとして県指定史跡となっております。教育委員会としましては、法に基づく遺跡の保護と幅広い周知に努めるとともに、各種開発行為等との調整を図るため、遺跡登録地の照合、確認や試掘調査など必要な措置を行っているところでございます。

次に、原遺跡の今後の対応につきましてお答えをいたします。

先ほども申し述べましたが、遺跡は文化財保護法により適切な保存に努めることとされており、開発に伴い破壊、損壊等が生ずる場合には、発掘調査を実施し、その記録を保存することが義務づけられております。

原遺跡は、議員御指摘のとおり大切な遺跡であると考えております。開発が遺跡に与える影響の度合いによって、取り扱いが異なりますが、県教育委員会より慎重工事、工事立ち会い、発掘調査のいずれかの指示により開発者が対応することとなります。

このことから、教育委員会といたしましては、原遺跡を対象に平成19年度と平成25年度に学術的な試掘調査の実施、平成24年度に遺跡内土地所有者に対する開発等の取り扱いの説明会などを行ってまいりました。また随時、開発予定地が遺跡に含まれるかの確認や開発者からの依頼による試掘調査を行っています。

現在、原遺跡内では具体的な開発の計画はありませんが、今後、開発計画が提出された場合には、内容を踏まえ市の助成や国庫補助の活用など、その対応について関係者と協議してまいりたいと思います。以上でございます。

○議長
○6番
(佐藤 保議員)

佐藤 保議員。

ありがとうございました。遺跡の重要さというのは、もういろいろ調べてみますと、かなり教育的にも重要であるということでもあります。

一口に文化財保護法といたしましても有形無形文化財、民俗文化財、文化的景観、伝統的建造物群、いろいろと文化財保護法の中にもあるんですけども、殊、地下にあるものはいろいろ何が入っているのかわからないものですから、宝物を探す感覚でいかなくちゃいけない。市長、原遺跡等調査が進みますと、坂上田村麻呂に関する何か出てくるかもしれません。これは余談でございます。

もう一つ、埋蔵文化財はその土地の履歴を具体的に物語るもので、地域のアイデンティティーを確立し、歴史を生かした個性ある地域づくりを進める上で重要な要素の一つであります。教育長の御説明の中で、開発者が申し出ればということで、特に主体的に行政目的調査をお考えになってい

- 議長
- 教育長
(柴田正人)
- 議長
- 6番
(佐藤 保議員)

ないようなんですが、いかがですか。

教育長。

先ほどもお答えしましたが、平成19年度、平成25年度に学術的な試掘調査を実施したようでございます。

佐藤 保議員。

それでは、別な観点から原遺跡の地権者のことでもあります。再三、数度にわたり平川市に要望書として提出しております。そしてまた、まちづくり懇談会においても数度、議事録が今、まちづくり懇談会の議事録がホームページで確認できますのでその中でも、2回ほど原遺跡周辺の遺跡の問題が出ております。

地権者とお話をする機会がありました。親から引き継いだ市街化区域に指定された土地が、その後遺跡指定された地権者の方です。親の代では、一部切り売りしております。

少しの土地であれば別に生計の道を選んだんでしょうが、市街化区域に指定された宅地を含めた1町歩の土地を彼に託されました。昭和46年3月31日市街化区域に指定、昭和63年7月史跡パトロール隊によってこの私が今お話をしました上原55、56番地。この市街化区域も一方的に原遺跡に編入されることになりました。この時点から彼は、旧尾上町にもいろいろお願いに行っています。平川市になりまして、2度3度、要望書という形で自分の思いを申し上げております。

私は今までの経緯をお聞きしまして、市町村合併のはざまでつくられた一つの悲劇として捉えた感じしております。約30年にわたって行政との折衝、ことごとく彼は退けられております。何なのでしょう。

彼の思いが若いころいろいろ要望書を出したのを見ますと、自分は正当なんだと。親から譲った畑をある程度自分の思いどおりにして悪いはずがないとそういう思いで、文化財保護法にちょっと盾突いた方になるわけがありますけれども、十分わかります。いきなり指定されて、親の遺言でこれをちょっと売って子供を立派な学校にあげるとそういう遺言があったと聞きますけれども、それすらできない。どうすればいいんでしょう。

この経緯については、皆さんもある程度お聞きしているんじゃないかと思えます。平川市になって10数年、その要望を出してもことごとくけられる。旧尾上町時代の厄介な問題は、毛嫌いしているような感じが、長尾市長の前任者の文書を見ましたけれども。彼を救うためにこの地区をどうすればいいのか。彼の今までの人生の半分は、行政との折衝で費やしているような感じがいたします。地権者はまさに団塊の世代でありまして、この問題を引かずって行政にずっと不満を持ったまま一生を送らせるわけにはいかないと思えます。何とか、市長に手を差し伸べる方法はないものでしょうか。というわけで、一言お願いします。

- 議長
- 市長

市長。

原遺跡の文化財の指定の遺跡の開発等についての御質問だと思いますけ

(長尾忠行)

れども、この原遺跡に関しましては私も存じ上げておりますが、市町村合併の前から尾上地域で問題になっておりました。

なかなか、私も県の教育委員会のほうとも折衝をして、県からあるいは国からの発掘に関する助成をいただけないかということで、交渉してきた経緯があります。ところがやはりこの発掘に関する文化財の保護、あるいは指定に関するこの法律といいますか、こちらのほうの壁が厚く、また県や国の補助金もなかなか出してもらえないという状況がありました。その当時はその地域は市街化区域でありますので、固定資産税も宅地並み課税でありましたが、その部分だけに関しては農地ということで、今現在は課税されているということになっているかと思っております。

そこまでしかできませんでしたし、今私のほうからこの状況を脱却できないかという再度の御質問でございますけれども、文化財保護法で定められておりますので、開発行為に対する手続は全国共通であります。

市の政策としては、この具体的な開発計画がなされた時点で計画するということとなります。先般と言いますか、昨年か一昨年でありましたけれど、開発したいという申し出がありましてその開発に関しては、開発者が発掘した上で開発していくというようなことで進んだように思ったところが休止していると言いますか、そういう状況にあるとお伺いはしております。

ですから、なかなかこの辺は文化財保護法との兼ね合いというのは、非常に難しいものがあるというふうには思いますし、市で独自でまたやるということは、遺跡は市内あらゆるところがございますので、なかなか難しいと言わざるを得ないのが現状であるということで、御理解いただければと思います。

○議長

○6番

(佐藤 保議員)

佐藤 保議員。

ありがとうございます。今、市長の御答弁は教育長までのレベルです。私たちは市民一人一人の立場になって、物事を進めていかなければならないと思いますので、さてどうしたものでしょうか。

市であそこを全部買い取るというのは無理でしょうし、いろいろ開発計画等を私見させてもらいましたけれども、しょせん素人がつくる開発計画でこれ絶対通らないような開発計画でしたので、そこら辺のアドバイスとか、ぜひ何とかこの先どう進めればいいのか彼らも自分たちの年齢を考えまして、子供たちにこの問題を残したくないというのが今一番の思いであります。

昭和23年、昭和24年生まれの御夫婦でありましたので、まさに団塊の世代、あと5年あれば75歳になります。何とかしねばだめじゃないかと考えるわけでありましてけれども、教育委員会、法律の域は出れません。それ以降は、やはり長尾市長の判断になるかと思っております。文化財保護法での市町村長の役割というのがございまして、指定とか選択とか認定、これは市長の判断でできます。

この中を見ますと、解除はないんです。そこら辺もあれば意外と簡単にいくんでしょけれども、難しい問題でありました。私もこのテーマを取り上げて、ああこれはちょっと難しいと思ったわけでありすけれども、今団塊の世代の二人をそして何とか、手を差し伸べられるような方法をお考えいただければと思います。

今、結論は出ないんでありましょけれども。若干、生活も遺跡の土地が売ればある程度潤うんでしょけれども、ぎりぎりのところでやっているようでありまして。

しかし市長、団塊の世代の女性は強いです。男性はもう少し頑張らなくちゃいけない。しっかり奥さんのほうは肝っ玉母さんで、いろいろな生活費を工面しながらも、子供たちを立派に育てておりました。聞くところによりますと二人とも国家公務員になっています。国で働いています。

佐藤議員。

○議長
○6番
(佐藤 保議員)

いずれ団塊の世代、これから元気をつけさせるためにもこの問題、ちょっと市長のテーマとしてもこれから御指導していただければと思います。

次の質問に入らせていただきます。平成31年度産米の課題についてということでございます。平川市の基幹産業であります農業問題の質問に入らせていただきます。ことしの猿賀神社七日堂大祭、柳からみ行事での御託宣は「局地的な天候不順はあるが、全体的に問題なく平年並みの作柄になる。」でありました。昨年平川市は台風が接近したものの大きな被害とはならず、刈り取り時の雨でコンバインのふぐあいが多発しましたが収量には影響なかったように思います。

さて、これまで米づくりの課題については12月議会で私質問させていただきましたけど、その時点では市としてもまだ確定している部分が少なく、あまり希望したような回答が出なかったように思いましたので今回、平成30年度産米の総括ということで平川市の平成30年度産米についてお知らせください。

②として、各生産団体と農業集約の状況についてであります。高齢化と後継者不足で小規模農地は集約されていますが、ますます加速されることと思います。各水稻生産団体の法人化および農地集約の状況について、また生産団体の今後について市の考えをお知らせください。

3つ目、米作りに対する補助金制度について。平川市水稻に対する補助事業の内容と方向性についてお伺いいたします。以上よろしく申し上げます。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長、答弁願います。

平成31年度産米の課題についての御質問3点について、お答えをいたします。

まず平成30年産米の総括についてであります。現在の稲作農家を取り巻く状況として、平成30年産から国主導による生産数量目標の配分、いわゆる減反政策の廃止、さらには1反歩当たり7,500円の米の直接支払交付金

が廃止になるなど、大きな転換期を迎え、稲作農家にとって大変厳しい状況であると捉えております。

また、当市の平成30年産の状況ですが、主食用米作付面積は1,811ヘクタールで、収量は昨年と比較して1反歩当たり32キログラム減の580キログラムとなりました。農林水産省で公表している作況指数は津軽地域で100の平年並みなっておりますが、公表された数値以上に減収となった農家もあると伺っております。この原因につきましては、6月中旬の低温と8月の降雨や日照不足の影響で、もみの成熟が遅れたものと推察されております。特に、青天の霹靂に関しましては、県全体で1反歩当たりの収量が480キログラムと過去3カ年の平均より約1割の減収となりました。そのため、つがるロマンなど他の品種と比較して、施肥量の制限や水管理など栽培管理の厳格さにより、労力に対して収益が見合わないなどの理由から、作付農家の減少が懸念されていたところであります。

しかしながら、一方では青天の霹靂作付農家にとりまして、うれしいニュースもございました。先日、日本穀物検定協会による平成30年産の米の食味ランキングにおいて5年連続で最高位の特Aとなったことであります。これは、生産者の栽培管理の徹底が実を結び、ブランド米としての食味が評価されたものであると思っております。

これからも、関係機関と高品質で良食味な米づくりを進めるとともに、稲作農家の所得向上を目指し、農地の利用集積による規模拡大や直播栽培などの省力化及び低コスト化に向けた取り組みを推進してまいりたいと考えております。

続いて、水稻生産団体と農地集約の状況についてですが、当市には水稻生産団体が36団体あり、そのうち法人化している団体は3団体、法人化に向けて取り組んでいる団体が1団体となっております。

水稻生産団体の課題といたしましては組合員の高齢化、オペレーター不足や大型機械の更新などとなっており、将来の運営に不安を抱えている状況であります。

次に、大規模農家や認定農業者、法人などの担い手農家に対する水田の集約状況についてですが、平成30年3月末現在において、水田耕作面積が2,520ヘクタールに対し、担い手農家の耕作面積が1,375ヘクタールとなっており、その集積率は約55%、前年度に比べ約3%増加している状況であります。

このような状況の中、今年度は米づくりにおいて課題の多い中山間地域の町居、新屋、尾崎、平田森、広船地区の水稻生産団体において、組織再編や機械の共同利用など、これからの経営に向けて話し合いを行っているところであります。来年度においても引き続き、各水稻生産団体の状況、課題を把握しながら、効率的な経営ができるよう支援してまいりたいと考えております。

次に、米づくりに対する補助金制度についてお答えをいたします。当市

の稲作農家に対する補助金については、省力化とコスト削減を図る水稲V溝乾田直播栽培の普及を推進するために、平成28年度から播種機購入費用に対する助成を実施しております。また、稲わらの有効利用と土づくりを支援するため、平成22年度から稲わらのすき込み、収集経費に対する助成を実施しております。さらに、これまで経営体育成支援事業として担い手農家に対し、高性能農業用機械等の購入助成を実施してまいりましたが、来年度からは名称を改め、強い農業・担い手づくり総合支援事業を実施する予定となっております。

また、農地中間管理事業を活用し、農地集積の条件を伴いますが区画拡大や水路など基盤整備が実施できる農地耕作条件改善事業がございます。市では、今後も国の制度を最大限に活用しつつ、稲作農家の所得向上につながるよう支援してまいりたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

佐藤 保議員。

○議長

○6番

(佐藤 保議員)

ありがとうございました。大体いただきたい回答だったので。市長から今お答えいただいたかと思えますけど。いずれ平成30年度産米から戸別所得補償、それから生産調整が撤廃になり小規模生産者にはボディーブローのように。まだ今実感としてはないんですけども、効いてくるはずであります。いずれ小規模生産者は集約の形でいくのは間違いないかと思えますし、一方昨年米T P Pが発動となり米に対する政府の考え方がまた二転三転しているようにも思います。

平川市の農林担当の方は少人数ですので、やはり現場を持っている農協との連携、現場を一番知ってるのはやはり農協の職員で、その実情も知っておりますので、農協と一体となって米政策についても進めていただければと思います。

私も早とちりしまして、今年度はつがるロマンがカントリーでいけるけども、来年度はまっしぐらに替わると。大体平川市はまっしぐらに替わるのかという感じでちょっと私が早とちりだったと思えますけども。米に関しては、ロマンの時代からまっしぐらの時代に替わりつつあるのかなと思います。青森県全部で6割はもうまっしぐら、つがるロマンは3割ちょっとです。

あと青天の霹靂については、まだまだこれからだと思いますけれども。生産団体については青天の霹靂を推していこうと、つくっていこうというあれもありますけれども、生産団体にとっては管理が厳しい青天の霹靂はあまり人気がないです。実はありません。それでもある程度つくっていこうという姿勢がありますけれども、やはり収量があって育てやすいまっしぐらなのかなと思いますけど、そこら辺が農協とかと一体となって政策進めていきます。私最初まっしぐらっていう、ああいう米に対しての戦略的な取り組みが出てきて頼もしいなと思ったんですけども、ちょっと私の早とちりだったかもしれません。そういう関係も含めて、農協と一体とな

って米づくりを進めていくように指導していただければと思いますのでよろしくお願ひいたします。

次に、3つ目として尾上分庁舎の活用計画について質問させていただきます。一旦これで。そうですね。もう一回、3番目に入りますけどもよろしいですか。

○議長

○6番

(佐藤 保議員)

どうぞ。佐藤 保議員。

それでは尾上分庁舎の活用計画についてであります。当初教育委員会が残るといふ情報がありまして、少し安堵したものであります。しかし、結果として市民課の少人数が残ることになりました。また、まことしやかに黒石支店が縮小され狭くなってきたJA津軽みらいの本店が入ってくれば、何か今よりいい利用状況になるのでは、こういう話題にも上ったことがあります。均衡ある発展を期待して平賀、尾上、碓ヶ関合併しましたけど、殊、尾上地域に至っては中心地域の縮小が進み商工会の撤退とともに尾上商店連合会も今月末で解散となります。次に質問ということで質問に入らせていただきます。

1つ目、まちづくり懇談会、審議会等での集約状況についてということでもありますけれども、市のホームページでもまちづくり懇談会の会議録が見ることができます。尾上分庁舎の活用についても意見交換で話題に上っておりますが、活用方法を検討している庁舎内の会議や審議会等ではどのような意見が出され、現段階での集約状況についてお知らせください。

2つ目、各団体、企業等へのトップ交渉について。銀行の支店も撤去が決まり、人が出入りする事で、庁舎周辺に活気を残してもらえれば幸いなのですが、企業や団体等へのトップ交渉などはありましたでしょうか。これは別に市長を責めてるわけではございませんので。ちょっとお聞きいただければ。

3つ目として、市長の見解はということで。いろいろあちこちから意見が出ているかと思ひます。承知しております。最終決断はやはり市民が選んだ市長ではないかと思ひます。市長が今何かお考えになっていることがありましたらお知らせください。以上よろしくお願ひします。

○議長

○市長

(長尾忠行)

市長、答弁願ひします。

尾上分庁舎の活用計画についての御質問3点についてお答えをいたします。

まちづくり懇談会、審議会等の集約状況についてでありますけれども、まちづくり懇談会での意見交換の際に出された内容としましては、サークル活動や会合などの市民が自由に使えるスペースとしての活用や、NPO法人など各団体への事務室としての貸し出しをしてほしいなどがありました。これらは、市民からの意見として参考とさせていただきます。

庁内検討会の現在の状況であります。市職員より140件程度の提案が挙がっています。提案の内容を集約しますと、子育て広場、児童や学生向けの学習施設、図書館機能の拡充、展示施設、運動施設、飲食店、企業や団

体の事務室、フリースペースなどとなっています。今後、庁内検討会議において、実現性や関係法令等の観点から活用方法について絞り込みを行う予定としております。

市民や有識者を委員として予定しています審議会については、当初より平成31年度に組織することとしておりましたので、現在のところ、まだ会議等の開催はありませんので御了承ください。なお、審議会の内容につきましては、ホームページ等での公開を予定しています。

次に、これまで事業等のトップと直接交渉を行ったのかとの御質問ですが、現在までそのような交渉は行っておりません。

最後に、尾上庁舎の活用方法に関する今後の方針について、お答えをいたします。尾上庁舎の利活用方法については、多くの御意見をお伺いしながら、皆様が必要とするものを判断したいと考えております。

早期の方針を示すことで、地域住民の安心にはつながることもあろうかと思われませんが、この活用方法の決定は、将来にわたり地域にとっても市全体としても重要な事案でありますから、庁舎建設が先送りになったことにより、当初は平成31年度中に方針を決定する予定でありましたが、平成32年度中に方針を決定することに変更し、慎重に検討させていただきたいと考えています。また、制約された時間の都合から当初は計画になかったものですが、市民との意見交換の手法として、弘前大学との連携調査研究事業での取り組みも視野に入れて考えてまいりますので御理解をお願いいたします。

議員のほうから私のほうの見解ということで、御質問でございました。合併後尾上地域が、合併したから衰退してきたというふうな御意見等あったようにお聞きしたんですが、間違っていたら失礼いたします。ただ私自身としては、議員が先ほど申されましたように合併した3地域が均衡ある発展を遂げられるような施策をしてきたつもりであります。

例えば尾上地域の中心商店街が、決して合併したから現在のよう状況になったのではないというふうに私は思ってます。これは時代の流れの中で、どうしても小規模店が大きな店に負けていっている実情もございませう。それらを抑えるためにさまざまな施策等もしてきたわけですが、なかなかそれらがいわゆる社会情勢と相まっていなかったといいますか、機能しなかったというところもありますので、その辺はもし誤解があるとすれば誤解がないようお願いをいたしたいと思っております。以上です。

佐藤 保議員。

ちょっと再質問が難しいんでありますけれども、大体了解いたしました。

尾上地域の実情は市長はもう心配なさっているいろいろやってくれてるっていうことは理解しておりますけども、もう少し尾上地域に元気をやらなくちゃいけないなど。これは議員の仕事でもありますので、これからいろいろな場面で尾上地域の人と語って、元気になるにはどうすればよいかというのを、ちょっと考えていかねばならないかと思いました。

- 議長
- 6番
(佐藤 保議員)

あともう1点です、最後になります。やはり市長、団塊の世代に元気を。よろしくをお願いします。そして尾上地域にも元気をください。以上で質問を終わります。

○議長

6番、佐藤 保議員の一般質問は終了しました。
14時25分まで休憩いたします。

午後2時10分 休憩

午後2時25分 再開

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

第5席、3番、福士 稔議員の一般質問を行います。

福士 稔議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

福士 稔議員、質問席へ移動願います。

(福士 稔議員、質問席へ移動)

○議長

福士 稔議員の一般質問を許可します。

○3番

(福士 稔議員)

今ごろの時間帯、非常にお疲れがたまっているのかとそう思います。議長のお許しを得ましたので、質問をさせていただきます。第5席、議席番号3番、誠心会の福士 稔です。通告どおりに質問をさせていただきます。

まず1番目、道徳教育についてであります。①の道徳の教科化、②平川市の取り組み状況についてであります。一言だけ言わせていただきたいと思います。

この道徳というのは非常に私、大事なことだと思うんです。昨今、非常にテレビとか新聞、千葉県野田市の件から、つい先日それこそ、子供にお湯をかけてサランラップで巻いてパチンコに出かけたとか、物すごく今、時代が変わってきていると思います。私は、教育行政は非常に広いと思いますので、今日はこの道徳だけに絞って質問させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

私が子供のころ、それこそ学校の教育のほうでは、教科には道徳という文字がございました。道徳教育は多分昭和33年から始まったと思うんですけれども、その後、私もよくわかりませんが、大体27から28のころだったと思います。ゆとり教育ということが始まりまして、土曜日の教科がなくなったと。私は子供のころ、なければすごく楽しかったんです。遊んでいればよかったです。非常に私はそれは記憶にあるんですけれども。道徳と体育が大好きで、道徳があれば次が体育と。道徳を教えることがなければ、体育をやりながらそのままスキーとか野球とか。そういう時代もあったと思います。

私がなぜこういうことを言うのかというと、今、虐待、いじめ、いろいろな問題があります。もう子供たち、かわいそうです。あのテレビを見るたびに。その親が自分の子供たちをいじめているんです、親が。何の原因があるのか。それは、その親が子供のころ、道徳の教育がなかったからで

す。私はそう思います。

それで私、今日、年が越えたのでそうですけれども、9月でしたっけ、「平川市の教育」というこの要覧、全部見させていただきましたけれども、ことしから特別の教科、教育と、そういうのが載っております。私は今まで、道徳というのはなかったと思うんです。学校にはあったかもしれませんが、教科書とか子供の通信簿にはついてこない。そう思っていたら、ことしから書いております。「特別の教科 道徳」。各学校全部見させていただきましたけれども、特別の教科と載っているところもあれば、ただの道徳と載っているところもあると。

いろいろ教育行政広いので、いろいろなことを聞くと大変なのでポイントを絞ったわけですが、端的に言わせていただきますと、私が聞きたいのは、例えばいじめ問題など道徳性を欠いた行動により、生命に影響を及ぼすような事件が後を絶たない。非常に心が痛い。また、子供に対しては、犯罪の低年齢化など子供を取り巻く現状を踏まえると、全ての子供たちが社会の規範意識や公共心を身につけることが大切だと思う。私はこんなにうまく言えないんです。これはちょっと聞いて書いていただいたんですけど、こうした状況を改善するためにも、学校における道徳教育の果たす役割はますます重要なものになっていると私は考えております。

近年、去年かおととしかよくわかりませんが、学習指導要領が改訂となり、これまでの道徳が教育化となりました。この教育化された背景と、今、平川市が抱えている基本理念です。背景と改訂のポイントについて、まずはこの道徳の教育化について伺いたいと思います。

それと②、それにおける平川市の取り組みについてです。

I T、グローバル化が進み、スマートフォンなど情報機器の急速な発達や科学技術の進展による新たな問題の発生と、子供たちを取り巻く環境が激変をしている中での取り組みになると思います。我が平川市では、道徳教育についてどのような取り組みが行われているのか気になります。市における「特別の教科 道徳」の取り組み、これについて詳しくお話をいただきたい。教育委員長、よろしく願いいたします。

- 議長
- 3番
(福士 稔議員)
- 議長
- 教育長
(柴田正人)

教育長です。

済みません、委員長ではありません。訂正いたします。教育長、よろしく願いいたします。

教育長、答弁願います。

福士 稔議員の御質問、道徳教育について①道徳の教科化についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、児童生徒が生命を大切に作る心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等の道徳性を身につけることは、極めて重要なことでもあります。

道徳教育においては、議員御指摘のとおり昭和33年から「道徳の時間」

として設定し、週1時間、年間35時間の授業を行ってきたところでございます。

道徳教育を改善することになった発端は、いじめ問題への対応であります。児童生徒がこうしたいじめ等現実の困難な問題にも主体的に対処することのできる実効性ある力を育成していく上で、道徳教育が大きな役割を果たすことが、強く求められたことであります。今回の学習指導要領の改訂に伴いまして、これまでの「道徳の時間」が「特別の教科 道徳」へ新しく位置づけられることになりましたが、その改訂点は3つございます。

1つ目、今までは副読本を利用していましたが、他の教科と同様に教科書を使用することになりました。

2つ目として、他の教科は、評価については5、4、3、2、1などの数値による評価をしていますが、「特別の教科 道徳」は、児童生徒の道徳性に係る成長の様子を認め励ます文章による評価を行うことになりました。

3つ目は、問題解決的な学習や体験的な学習などを取り入れ、主体的・対話的で深い学びにつながる指導を行うことになりました。

今後とも、子供たちが命の尊さを知り、他者への理解や思いやり、規範意識、自主性や責任感などの人間性・社会性を育むことができるよう、道徳教育の充実に努めてまいります。

次に、平川市の「特別の教科 道徳」の取り組みについてお答えいたします。

各学校では、道徳教育の全体計画、年間指導計画などを作成し、全教育活動を通して子供たちの道徳性を育む指導を行っております。「特別の教科

道徳」の授業は、小学校では今年度より始まり、中学校では、今年度教科書の選定を終え、来年度より授業が始まります。

このため、教育委員会では研修講座を開催し、道徳教育の中心となる道徳教育推進教師の育成や教師力の向上を図るほか、学校訪問等を通して、校長のリーダーシップのもと指導体制が充実するよう、指導助言に努めております。

道徳教育は、人間が本来持っている、よりよく生きたいという願いを求めて実践する人間の育成を目指し、その基盤となる道徳性を養う教育活動であります。今後とも、家庭・地域と連携を図りながら、郷土に誇りを持ち、互いの個性を尊重し、未来を切り開く児童生徒を育成するよう、道徳教育の充実に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

福土議員。

ありがとうございます。ことしから特別の教科が始まると。中学生は来年からと、そういうことですね。そうすれば、教科書になれば教本ができる。これちょっと見させていただいたんですけども、道徳の基本には変わらないと思うんです。ただ、ちょっと学校任せで、いろいろと体罰があったりいろいろな学校があればそれに対処するとか、各学校に任せた部分も多かったと思います。

○議長
○3番
(福土 稔議員)

ことしからは、それこそ教科書ができるので統一した形でやれるんじゃないかと。私、これ非常に期待もしているんですけども、大体その教科書はどれぐらいの厚さですか。端的で結構です。

○議長

教育長。

○教育長

教科書でありますので、もう少し幅があります。これぐらいあるかと思えますけれども。以上でございます。

(柴田正人)

○議長

福士議員。

○3番

かなり幅が広いので、いろいろなことを教わったり教えたりすると思うんですけども、私何度も言うように、この道徳がなかったがゆえに今の現状が起きていると思うんです。

(福士 稔議員)

もう一つ、バブル世代のころゲームボーイはやりました、インベーダーから。今はバーチャルとか何とかいろいろなものやっていますけれども、今の子供たち、ゲームソフトをやると、死んでもまたすぐ生き返るんです。そういう教育ではないんですけども、そういう時代になっているんです。これが、学校にこれがだめだと言え、これはそこでいざこざが起きます。ですから、こういうことも含めた道徳というものは、やはり学校はそれこそ勉強を教えて知恵をつぎ込むところですけども、それは頭は頭としていいんですけども、やはり人間としてしっかりと生きていくと。してはいけない、やってはいけない、やはりそういう教育が私はこれから主流をなすと思うんです。

変な話をすれば、今、人工知能のAIはやっています、いろいろなところで。勉強だとAIも教えられると思います、きっと。ただし、この道徳とかそういうのは、これはやはり人間が教えないといけないと思います。ですから、学校の環境がもう知識を教えることよりもしつけとか、してはいけない、やってはいけない、やはりそういう感じで変わっていくと思います。これはここだけの話ではないと思います。もう日本全国どう見ても、皆さんが新聞を見てもテレビを見ても、何でこうなったのかなど。

私、まだ若いんですけども、先月2月14日の議員の説明会のとき齋藤英仁さんが、野田市のことだと思うんですけども「何で今こういう時代になったんだか。」と。彼とは年がこう違いますけれども、やはりその当時は道徳とかそういう習慣がちゃんとあったわけです。我々の時代のころは餓鬼大将がいて、悪いことをすればびたっとたたかれて、それでいったんです。今は、悪いと思ってもたたかれません。それは体罰になるんです。そうすればどうして教えるんですか。だから道徳が大事なんです。これは勉強でなくて、やはり人間としてこの道徳というものをきちんとやらないと。道徳をやった人間が大人になって、そして結婚をすれば、その人は子供に道徳を教えることができるんです。

でも、今の人はできないんです。覚えていないんです。さっきちょっと言ったけれども、子供に熱湯かけてサランラップ巻いてパチンコに行くんです。考えてみればわかるでしょう。我々できますか、そういうこと。で

も、今の子供は平気でできるんです、教えないと。これは勉強でなくて、もちろん学校ですのでいろいろなことがありますけれども、基本はやはりこの道徳。私は勉強よりもこの道徳をこの平川市で一番最初に大きなテーマとしてやっていっていければと思います。もちろんスポーツも大事です。勉強も大事です。全部大事です。大事ですけども、してはいけないこととやってはいけないことは、まず最初に教えてやっていただきたいと思います。

範囲が広いので、それこそどれがいいのか悪いのかとは言いませんけれども、やはり私はこの道徳教育の大切さというのは、今まで何か話されたことがないような感じはします。それに関わるものはいっぱいありましたけれども。ですから、ことしやと特別の教科として道徳が出てきたし今までどのぐらいの間、道徳はあったにしても教科になかったのかは私知りませんが、かなりの年月だと思います。やはり、今こそ改めて、この気持ちを新たに子供たちに、長い時間かかると思います。でも、子供は15年や20年たてば大人になり、親になるんです。やはり、そういうことを踏まえてどうしても教育長、それこそ教育委員会の事務局長初め学校関係者、もちろん市もそうです。やはり人間関係を構築するには、やはり道徳が一番だと。

今日は道徳だけに絞って質問をしているので、教育長に返答は求めませんが、意気込みがあったら一言だけ。なかったら終わりますけれども、よろしく願いいたします。

○議長
○教育長
(柴田正人)

教育長。

議員御指摘のとおり、人間として本来のあり方、それからよりよい生き方について平川市の子供たちが学ぶことができるように、道徳教育の充実に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長
○3番
(福士 稔議員)

福士議員。

ありがとうございました。非常に期待しております。よろしく願いいたします。第1番目の質問はこれで終わりにしたいと思います。

2番目、改正健康増進法について、これについてじっくりと伺いたいと思います。今まさに改正健康増進法、出されました。これは、端的に言って受動喫煙の関係とたばこの関係です。名前はすごくいいんです、改正健康増進法について。これについてお伺いをしたいと思います。

まず、①法改正の趣旨と概要について。今回の健康増進法の一部改正には、受動喫煙防止対策の強化が盛り込まれており、早ければことし7月1日から、当市でも対応を求められているものがあると思っております。今回の法改正による受動喫煙防止対策の趣旨、概要についてお聞かせください。

続いて、②平川市にあるこの市の施設の方針について。法律の施行も近づいておりますので、市の施設の受動喫煙対策をどのように進めるのか方針を示していただきたい。敷地内を完全禁煙とした場合には、敷地から出

た路上や人目から離れた場所で喫煙する者が出てくるのではないかと危惧しております。受動喫煙を防止するためには、分煙措置が施された喫煙場所を設置することのほうが、完全な受動喫煙防止につながるものと考えます。健康長寿のためには禁煙すること、たばこを吸わないことが本人にも周りにも一番よいことだということは皆さんも認識はしているのですが、たばこの販売がなくなる限りは、喫煙者は存在し続けると思われま

す。当市においても喫煙者は少なくはなっているものの、まだ3割程度はいるものと認識しています。市役所本庁舎や総合支所、文化センター、運動施設と、市の施設の多くの人が集まる場所にこそ、受動喫煙対策として喫煙場所が必要だと私は考えますが、市長の見解をお聞かせください。よろしく願いいたします。

○議長

市長、答弁願います。

○市長

福士議員御質問の改正健康増進法についての御質問2点について、お答えをいたします。

(長尾忠行)

議員御質問の健康増進法の一部を改正する法律は、昨年7月25日付で公布されております。その法の趣旨としては、受動喫煙にさらされることを望まない者が、そのような状況に置かれることのないようにすることを目的としたものであり、多数の者が利用する施設等について、一定の場所を除き喫煙を禁止するなどの措置を定めたものであります。

概要を申し上げますと、学校、病院、児童福祉施設、行政機関の庁舎等ではことしの7月1日までに屋内及び敷地内の禁煙を実施すること、それ以外の多数の者が利用する施設については来年の4月1日までに屋内禁煙を実施することが義務づけられております。

ただし、敷地内禁煙、屋内禁煙を義務づけられた施設についても、受動喫煙を防止するための措置を取ることにより、屋外喫煙所あるいは屋内喫煙専用室の設置が認められております。

次に、市の施設の受動喫煙対策に関する考え方について、お答えをいたします。

健康長寿のまち青森県ナンバーワンを目標に掲げる当市においては、望まない受動喫煙を完全になくしていくことが重要であると考えており、法律を遵守し学校や医療施設、福祉施設については、敷地内禁煙とするべきと考えます。

しかしながら、市役所本庁舎や文化センター、運動施設には、喫煙者も多数訪れ、喫煙スペースを利用されていることも事実であります。議員御指摘のとおり、完全な分煙対策を行うためには、施設内禁煙は前提といたしますが、喫煙場所を定めることが受動喫煙を望まない者からも喫煙者からも理解が得られる対策だと思われま

○議長
○3番
(福士 稔議員)

福士議員。

ありがとうございます。私、いろいろと聞こうと思ったんですけど、非常に中身の濃い答弁でしたので、2つ3つほどお話をさせていただきたいと思います。①と②は関連性がございますので、一緒の形で質問させていただきます。先ほど市長がおっしゃいました、学校、児童福祉施設、病院・診療所、行政機関の庁舎、施設など、第一種施設と言いますが、敷地内禁煙は7月1日からと。

ただし、屋外での受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができるところに書かれてございます。これによって、市長もそういう考え方が出てきたのではないかと思うですけれども。

私もたばこ吸います。でも、先ほど言ったとおり、大体市内で3割ぐらいだと思います、吸う人。吸わない人が7割。なぜ、こういう喫煙場所がほしいとかそういうこと言うのかというと、やはり3割の言い分よりは7割の言い分をとるわけです。健康長寿をうたっている平川市にとって、やはり7割の方がたばこの煙、嫌なわけです。これは私もわかってございます。

しかしながら、今黙っていれば、何も措置をとらなければ7月1日からこの庁舎もたばこ喫煙なくなります。もちろん、オリンピックの2020年の4月には、何も措置をとらなければ全てのところがたばこ吸えなくなるわけです。やはりそういうことを考えると、私は一部のたばこを吸う人とかそういう感覚でなくて、やはりこれからは、体を悪くすればたばこをやめていくと思います。

今、加熱式たばことか非常にいいたばこを開発して、JTが頑張っております。非常に99.9%有害な物質が出ないたばこかいっぱいあります。だから、たばこの質も変わってくると思うんですけども、私は今からやはりそういうきちっとした喫煙の専用室、排煙措置もついた、やはりそういうことはしたほうが、よほど受動喫煙防止にこれはマッチすると思うんです。

そういうことで、もう一つだけ質問させていただきますけれども、屋外における分煙施設、国及び地方公共団体の責務と書いておりますけれども、屋外における受動喫煙対策として、自治体が行う屋外における分煙施設の整備に対し、地方財政措置による支援を行うと書かれております、ここに。やはりこういうことまであるんでしたら、私は今こそきっちりという方向性に向かっていただきたい。市長判断としてはこれは大変なことはよくわかっています、私も。わかっていますけれども、やはり今までこうたばこの煙については、我々たばこ吸ったりいろいろな会議の話はありますが、きちっとした形での話し合いは私なかったと思います。今もう改正法で日にちが決められてどんどんきてますので、こういういい取り組みが非常にやればできるんです。

たばこ税、ことしの予算だと1億8,200万円計上されてますけども、たばこ税は税ですので、たばこ消費に対する税ですので、これはたばこに使う必要はないんですけれども、自由なんですけれども、やはり私はこういう財政措置が国でも行われて、市でもまだ使おうと思えば使える、やはり吸う人と吸わない人とのエリアをきちっと分けて吸っていけば、吸った人も健康になる。変な言い方ですが、吸った人も健康になるはおかしいけども、屋根もついてないところでもくもくって2、3本吸って体悪くするんです。落ち着いて1本ゆっくり飲めば、非常に心もゆっくり頭もすっきり、やはりそれも喫煙者の安全も守れるんです、喫煙者の安全も。

やはり私はそういう観点で、ただ嫌々とか何でたばこ税ももらってるのに、たばこも吸われないというのもそれも一理あると思いますけれども。やはり受動喫煙、吸わないお年寄りもいる、体の弱い方もいる。そういう人の配慮のためには、いろんな施設あると思いますけれども、先ほど市長が言ったとおり庁舎、文化センター、ドームとかありますけれども、そういう公共性の、多く人が集まる場所は、やはりきちっとしたものをつくっていくべきだと。これは私のお願いですけれども、そういう方向性で一度役所内で市長サイドでそういうきちっとしたお話をして、この法律に向けた答えを出してほしいと。

私は今こういうことを提案するのは、ただ話し合いでなくて、きちっとした期間でこういう方向性でやっていくと、そういうものを求めたいと思いますので、これに対しては私、たばこだけの話せば「やめればいいんだで済むことだ。」と言いますけども、そういうことで私としてはちょっと時間、思ったとおりにかかりましたので持ち時間40分ということでしたので、これで終わりたいなと思います。これで終わります。

○議長

3番、福士 稔議員の一般質問は終了しました。

第6席、7番、佐藤 寛議員の一般質問を行います。

佐藤 寛議員の一般質問の方法は、一括質問方式です。

佐藤 寛議員、質問席へ移動願います。

(佐藤 寛議員、質問席へ移動)

○議長

佐藤 寛議員の一般質問を許可します。

○7番

(佐藤 寛議員)

一般質問の許可を議長から了解を得まして、まことにありがとうございます。心から感謝申し上げます。そしてまた、私の質問は一括で全部言ってしまうという、そういう質問のやり方がありますので御了承願います。

市長さんを初め多くの理事者側の皆さんの心がけがよかったのか、雪解けがどんどん早く進んできました、本当に暖かくなりました。この一般質問においても、ぜひひとつ心温まる、市民の納得いく答弁で穏やかに進めたいと思いますので、よろしく御協力のほどお願いいたします。

私の質問はまず1番、除排雪について質問させていただきます。狭い市道の除排雪について。質問の趣旨でありますけれども、私の思っていることでもあります。それから、市民から声を聞いての質問になっておりますの

で、よろしく申し上げます。

市内の交通量が多く広い道路の除雪は、道幅も確保されていますが、路地などの狭い道路を見ると、除雪した寄せ雪で車両が通行するには余裕のない幅員となっているところや、交差点部に雪の段差ができるなど、広い路線に比べると少し粗末な気がしています。また、近所には今まで除雪が行われていない路線もありました。大変残念なことであります。市内にある狭い市道の除排雪について、どのような対策を行っているのかお伺いします。

そして次に、空家対策について質問させていただきます。①現在その空家が何件あるのか、お知らせ願いたい。

質問の趣旨です。市では平成28年度に空家の実態調査を実施し、その結果、465件の空家が確認されております。その後、空家等対策計画を策定し、さまざまな取り組みをされておりますが、現在の空家数は何件あるのかお知らせください。

②のところでは、大坊の豚舎のこともできたら知っていたらお答えしてもらえればありがたいと思っております。今後の対策はどうするのか。

この趣旨であります。市内には老朽化した危険な空家があると思われまますが、今後どのような空家に対してどのように対策を進めていくのかお知らせください。

私はできるだけ再質問はしないように思っておりますので、ぜひひとつ市民の皆さんがわかりやすいような答弁でお願いします。

それから次に3、先ほど以来福士議員も道德のどうのこうのと質問しておりましたが、私のほうからも子供への虐待について質問させていただきます。

保護者が自分の子供に対して虐待するという、本当に悲しい、非常に痛ましいニュースが全国的に後を絶たない状況にあり、私も本当に心を痛めております。余りにもかわいそうで残念な出来事が起きております。これがだんだんエスカレートしてきておるんです。本当に道德も必要だと思います。そのような状況でありますので、私から2点質問いたします。

まず1点目は、年度中ではありますが、当市における平成30年度の虐待件数と、その件数について市の考えをお知らせ願います。

そして次に、2点目として、全国的に保護者から自分の子供に対する虐待が多いことから、保護者に対する児童虐待を防止するため、もちろん道德も大事であります。道德の勉強もつのも大事ですけれども、その親に対して注意するというか、啓発が大切であると考えますが、市の考え方についてお知らせ願います。簡単でありますので、ぜひひとつきちんと内容のある易しい答弁でお願いします。以上です。

○議長

○市長

(長尾忠行)

市長、答弁願います。

佐藤 寛議員御質問の5点の質問についてお答えをいたします。

まず、除排雪についてであります。狭い市道の除排雪についてお答えを

いたします。

今年度の市の除雪延長は、生活道路を中心に車道延長で305.2キロメートルとなっており、それぞれの路線の道路形態等を考慮した除雪機械で作業を行っております。

議員御指摘の狭い市道については、小型の除雪ドーザやロータリ除雪車等で除雪作業を行っておりますが、住宅が密集し雪を寄せる場所の確保等が困難であるところに関しては、圧雪、堆雪が多くなった場合は排雪を実施しております。

また、市道の幅員が狭く機械除雪が困難な路線については、今年度から地域コミュニティ育成事業に雪対策事業を加え、町会での対応で家庭用ハンドガイド除雪、または人力除雪等で御協力いただくようお願いしているところであります。

交差点部の雪の段差については、時間的に遅く作業する工区が仕上げることで指導しておりますが、国道や県道との交差点で、県側が遅い時間帯の作業に限り段差が生じているようであります。従前から県へ要望していた事項であります。解消に向けて県との調整をさらに強めてまいりたいと考えております。

今後も、除排雪に対する市民の御意見・御要望に効率よく応えられるよう計画してまいります。市民の御協力が必要な部分もございますので、御理解いただきますようお願いをいたします。

次に、空家の件数についてでございますが、市では平成29年度に空家等対策計画を策定し、その後、解体補助金や空家バンク制度を創設するなど、支援策の充実に努めるとともに、法に基づく措置を進めているところでございます。そのような取り組みの結果、2月末現在の市内の空家数は432件となっております。

今後の対策についてであります。老朽化した危険な空家に対する今後の対策でございますが、基本的には所有者等の調査を進め、その所有者等に対して法に基づく措置により、解体を含め、危険な状態を改善するよう指導していくこととなります。

現在も、所有者等と連絡を取り合いながら解決に向けて交渉を行っておりますが、相続が未解決の状態でも相続が何代にもわたる案件や、法人所有などで弁護士を介した交渉を行っている案件もありますので、解決に至るまでに時間を要している状況を御理解いただきますようお願いをいたします。

大坊の豚舎の跡もそのような案件でございますが、詳しくは担当部長よりお答えをいたします。

次に、子供への虐待についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の平成30年度における児童虐待の件数についてですが、本年2月1日現在において、当市が虐待として捉えた件数は、身体的虐待が3件、心理的虐待が3件、保護の怠慢・拒否が1件、合計7件となっております。

ります。

近年、児童虐待は全国的に増加傾向にあります。当市においては、昨年度の実績8件と比較しますと、現時点における児童虐待の件数は減少している状況であることから、母子保健と子育て支援の一体的な提供を行う子育て世代包括支援センターの開設が、一定の成果を上げていると捉えております。

続いて、2点目の質問についてお答えいたします。

保護者に対する児童虐待を防止するための啓発につきましては、広報紙やホームページによって、通報や相談方法を周知しております。また、厚生労働省は毎年11月を児童虐待防止推進月間と定めていることから、市内の公共施設、保育所、小・中学校など47カ所でポスターなどによる啓発を行っております。

平成29年度の福祉行政報告例の児童相談所における児童虐待相談によりますと、虐待を受けている約5割が未就学児となっており、主な虐待は実母が約5割を占めています。そのような背景から、妊娠期から我が子への愛情を育むことは、児童虐待の防止につながるものと考えます。

そこで、当市におきましては、出産前の夫婦を対象に年3回実施しているパパママ教室に加え、来年度からは産前産後支援事業として、妊婦を対象にしたお産の教室、産婦を対象にした産後ママの教室を月1回ずつ開催し、産前産後から子供への愛着を形成していくことで児童虐待の発生防止、啓発につなげていきたいと考えております。

議員御指摘の保護者に対する啓発が重要であるということは十分認識しておりますので、関係機関と連携を取りながら、子供の安全を第一に考え、虐待の防止に努めてまいります。以上です。

○議長

建設部長。

○建設部長
(木村雅博)

私からは、平川市大坊竹原地区の大坊旧豚舎について御説明いたします。この案件につきましては、道路に近接しておりまして、外壁や屋根の一部が破損し窓ガラスも割れている状況から、このまま放置すれば建築物が倒壊する恐れ、または外壁等が脱落、飛散等をする恐れがあると判断したことから、今月3月6日に特定空家として認定いたしました。

今後は、法に基づく措置により、危険な状態を改善するよう指導していくこととなります。

○議長

佐藤議員。

○7番
(佐藤 寛議員)

本当に丁寧に答弁していただいております。少しは市民の皆さんは納得いったのではないかと思います。ぜひとも、ひとつこれからも市民本位で考えていただいた方針で、これからも頑張っていってほしいと思っております。今後ともよろしく願いいたします。

これで、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長

7番、佐藤 寛議員の一般質問は終了しました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、8日、午前10時開議といたします。
本日は、これをもって散会いたします。

午後3時17分 散会

